

気仙沼市地域福祉計画

気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画

第2期



気 仙 沼 市

社会福祉法人 気仙沼市社会福祉協議会

目 次

はじめに

第1章 第2期計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の基本理念	2
3. 計画の策定経過	3
4. 計画の役割と他計画との関係	5
5. 地域福祉の圏域	6
6. 地域住民参加による計画	6

第2章 第1期計画の取り組みと課題

8

第3章 地域福祉を取り巻く状況

13

第4章 地域福祉計画の目標と施策の推進方法

地域福祉計画体系図	23
1. 地域で支えあい助けあうまちづくり	24
2. みんながふれあい住みよいまちづくり	28
3. 自分らしく安心して暮らせるまちづくり	32

第5章 地域福祉活動計画の目標と施策の推進方法

地域福祉活動計画体系図	35
1. 地域で支えあい助けあうまちづくり	36
2. みんながふれあい住みよいまちづくり	42
3. 自分らしく安心して暮らせるまちづくり	47

第6章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制	51
2. 計画の進行管理	51
3. 役割分担	51

資料編

地域福祉計画／地域福祉活動計画策定委員会要綱	54
地域懇談会の結果	56
パブリックコメント意見一覧	63
地域福祉計画／地域福祉活動計画策定委員名簿	67

はじめに

多くの尊い生命や財産を一瞬にして奪い去った東日本大震災発生から三年が過ぎました。

震災発生時を振り返りますと、情報機能やライフラインが途絶え、市内が大混乱の渦に巻き込まれました。

そのような状況下、地域では、市民の自発的な助け合いの力が大きな役割を果たし、避難誘導や避難所運営等において、助け合いの精神が実践されました。

この精神は、「気仙沼市民」先人の方々が培った、この地方の隣近所の助け合いの精神、人とひとの絆を大切にすることが受け継がれているからであると思います。

しかしながら、本市の社会福祉を取り巻く情勢は、少子高齢化と核家族化が進み、地域社会においては、個人の関わりが希薄になってきています。

地域コミュニティ機能の低下や人と人とのつながりの希薄化、地域社会の相互扶助機能の弱体化など、震災による影響もあり地域社会は大きく変容してきています。

また、地域では、それぞれの制度の狭間にある、対応が困難な問題、孤立や孤独の問題など、公的な福祉サービスでは対応できない様々な生活課題があります。

そのような生活課題に対応するには、生活保護や人権擁護等の税による公費の負担（公助）、市民が自ら自分で行う（自助）、地域において支えあう（共助）地域福祉の推進が必要です。

国においては、平成37年（2025年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送り続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現することとしています。

今後、本市においても、地域で支えあう体制づくりが重要な課題となっています。

このような中、気仙沼市と気仙沼市社会福祉協議会は協働・連携しながら、地域懇談会を通じ、市民の生活課題や意見を把握し、「第2期気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定いたしました。

計画では、「地域でみんながふれあい支えあって、自分らしく安心して暮らせるまちづくりを進めます。」を基本理念とし、3つの基本目標を「地域で支えあい助けあうまちづくり」、「みんながふれあい住みよいまちづくり」、「自分らしく安心して暮らせるまちづくり」とし、地域で誰もが安心して生き生きと暮らせるよう、福祉への理解と意識向上に取り組むとともに、地域主体の福祉コミュニティづくりやボランティア活動の支援など、地域社会で支えあう活動の促進に向けた推進項目を掲げました。

今後、本計画を推進するにあたっては、各種施策が効果的に展開されるよう、市民や関係団体等とこれまで以上に協働を図ってまいります。

市民一人ひとりが地域福祉の主役であり支援者と考えます。ご理解と積極的なご協力を切にお願いいたします。

福祉の本質は、すべての人が幸せに生きられるようにすることと考えます。市民の幸福のため、気仙沼市と気仙沼市社会福祉協議会は共に、計画の推進・実現に向け尽力してまいります。

最後に、計画の策定にあたり、ご意見・ご提言をいただきました市民の皆様、福祉関係団体の皆様に感謝申し上げますとともに、震災前から約3年間にわたり本計画の策定にご尽力いただきました地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員の方々に心からお礼申し上げます。

第 1 章

第 2 期計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

わが国においては、戦後の経済発展と生活水準の向上が進む中、未婚や晩婚化による出生率の低下や、医療環境の向上による死亡率の低下などにより、少子高齢社会を迎えました。また、日本の産業は第1次産業中心から第2次、第3次産業の発展と産業構造が大きく変化し、それに伴い都市部へ人口が集中し地方の過疎化は拡大しています。

このため、家族の構成員数や就労の状況は大きく変わり、結果、家族や職場の姿やその果たす機能も変化してきました。同時に、地域においては、人と人との結びつきが薄れるなど助け合いの機能が弱まってきました。

このような人々の生活の変化を受け、公的年金制度や子育て支援策、また、契約を基本に置いた介護保険制度などの社会保障制度の改正や創設が行われてきました。

また、現代社会においては、深刻な経済状況の低迷などを背景に、生活不安とストレス、家庭内暴力、虐待、引きこもりなどの新たな社会問題が発生しています。

このような社会状況にあって、国においては、公的サービスでは埋めがたい複雑多岐にわたる生活課題に対応するために、平成12年6月、社会福祉基礎構造改革として「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改正、「地域」に着目し、市民自らサービスの担い手になるなど共助の福祉活動（地域福祉活動）による「地域福祉の推進」を基本理念の一つに位置づけ、市町村は、「地域福祉計画」を策定する旨の規定が設けられました。

「地域福祉計画」では、ふれあいと支え合いの心豊かなあたたかい地域社会のなかで、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心して、いきいきと健やかな生活が送れるよう、地域で暮らすさまざまな人びとが力を合わせ、地域福祉を進めていくことが求められます。そのためにも、市民一人ひとりが身近な生活のなかで生じた課題を自らの問題として捉え、その解決に向けて地域福祉推進の担い手となっていくことが必要です。

このたび、第1期気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画での取り組み実施状況や社会情勢、市民ニーズや震災による課題などの変化を踏まえつつ、平成26年度以降の地域福祉推進の基本的方向性と具体的な取り組みについて明らかにしていくものとして、「第2期気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定しました。

2 計画の基本理念

子どもから高齢者まで年齢や障害の有無に関わりなく、住み慣れた家庭や地域で、誰もが安心していきいきと暮らしていくためには、既存の福祉サービスなどを利用しながら、地域で人と人とのつながりを大切にし、支えあいの関係を築いていくことが大切です。

「地域福祉」を推進するには、担い手である地域住民、自治会、商店、企業、学校、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体、NPO法人、社会福祉施設、社会福祉協議会、市など地域社会を構成する“すべての人々の参加”が必要であり、みんなが協働して、取り組むことが重要です。

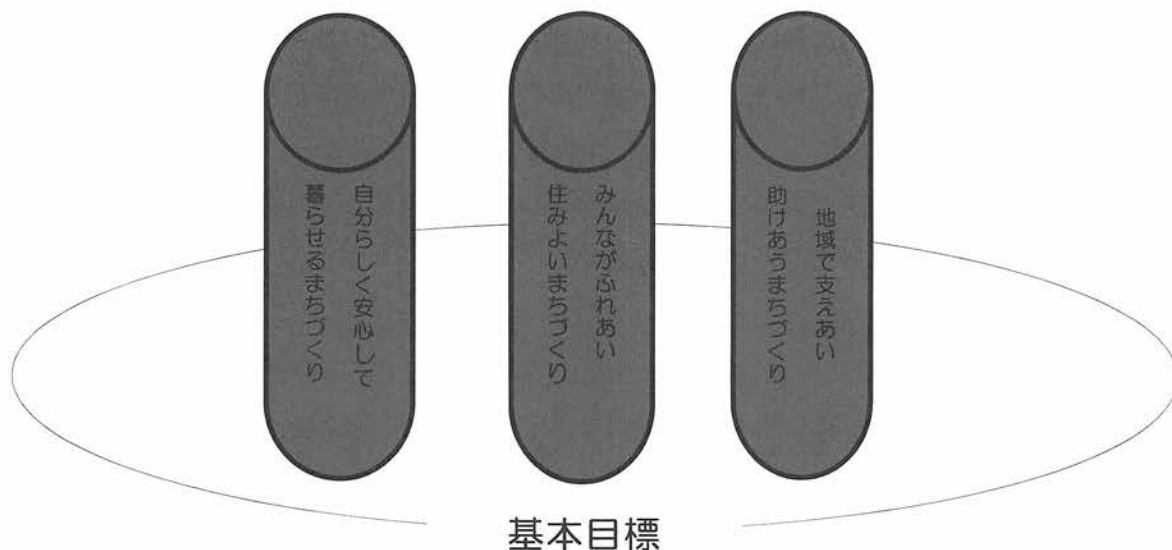
さらに、自分自身や家族の努力で困りごとを解決したり（自助）、個人だけでは解決が困難なことについては、隣近所やボランティアなどの横のつながりによる自発的な関わりでの支えあい・助けあい（共助）、そして行政の公的な制度によるサービス（公助）など、それぞれの助けあいが相互に関わり、力を合わせ取り組み課題を解決していくことが必要です。

特に、東日本大震災により、今後多くの被災者が住み慣れた土地を離れて仮設住宅から更に新たな地域で生活を始めなければならない状況に対して、より一層の地域の支えあい・助けあいの取り組みが求められます。

このため、すべての住民が相互に協力しあい、地域での支えあい・互助でつくる豊かな福祉社会の実現をめざし、計画の基本理念は、第1期計画の基本理念である『地域でみんながふれあい支えあって、自分らしく安心して暮らせるまちづくり』を継承します。

<基本理念>

「地域でみんながふれあい支えあって、自分らしく安心して暮らせるまちづくり」



3 計画の策定経過

気仙沼市と気仙沼市社会福祉協議会は、平成17年度に「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を、地域福祉をより一層推進させるための車の両輪と捉え、計画期間を5年間とし、『地域でみんながふれあい支えあって、自分らしく安心して暮らせるまちづくり』を基本理念とした気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「第1期計画」という。）を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

その後、中間年次の平成18年3月には、市町合併にともない旧唐桑町の計画との整合性を図るため見直しました。

また、第1期計画期間満了後の平成23年1月には、委員15名からなる、「気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）」を設置し、第2期気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「第2期計画」という。）の策定に着手しました。

策定にあたっては、第1期計画と同様に一体策定することとし、若者の都市部への流出、地域経済の低迷等による社会情勢の厳しさ、また、地域懇談会で把握した新たな課題を踏まえながら、第1期計画の進捗状況や達成度の評価・分析を行いました。

なお、策定委員会には基本目標ごとに3部会を設け、各部会長のもとで改定作業を進めていましたが、平成23年3月11日、突然本市を襲った未曾有の大震災により、策定完了を目前としながら計画策定作業は中断されました。

その後、震災から2年余が経過した平成25年5月、震災前の策定委員（団体にあってはその後任者）からなる策定委員会組織を継承し再開いたしました。

しかし、震災により市内の社会福祉をめぐる情勢は著しく変化し、自治会の解散・仮設住宅等の入居により、身近なご近所との交流やコミュニケーションが希薄となり、地域での支えあい機能の低下が目立ちました。

また、人口減少や少子高齢化は、より一層深刻化してきており、自治会においては次代を担う若者たちが少なく、役員の受け手に困ってきている状況となっています。

このような地域社会情勢の変化や震災からの生活課題を把握し、地域住民の意見を反映した計画とするため地域懇談会を開催し、提起された新たな課題に対応した修正を加えました。

■計画策定までのスケジュール

時 期	内 容
平成23年 1月14日	第1回策定委員会 ・策定委員会委員長、副委員長の選任 （旧市町の計画統合、計画策定の進め方）
1月21日	第2回策定委員会 ・部会長の選出について ・基本理念、基本目標の設定について

2月 2日	第3回策定委員会 ・地域福祉計画・地域福祉計画活動計画について
2月 9日	・各部会の検討結果報告
2月15日～ 2月17日	地域懇談会（11会場）
2月28日	正・副委員長・部会長会議 ・地域懇談会の開催結果について
3月	第4回策定委員会を開催し、最終案の審議を行う予定であったが、 3月11日の東日本大震災発生により作業中断。
平成25年 5月28日	第4回策定委員会（再開） ・これまでの取り組み状況 ・計画期間、今後の予定について
7月10日	第5回策定委員会の開催 ・復興計画との関連について ・地域懇談会の実施 ・部会の構成について ・震災後の課題把握
7月25日～ 8月1日	地域懇談会（10会場）実日数6日間
9月 2日	正・副委員長・部会長会議 ・地域懇談会の意見等の分類について
10月 7日	正・副委員長・部会長会議 ・地域懇談会の意見等の分類について ・今後の進め方について
10月17日	第6回策定委員会開催 ・修正案審議
11月25日	第7回策定委員会開催 ・計画案審議
平成26年 1月24日	第8回策定委員会開催 ・計画案審議
2月 3日～ 2月25日	パブリックコメント実施
3月18日	正・副委員長・部会長会議 ・計画最終案の調整について
3月24日	第9回策定委員会開催 最終計画（案）決定

4 計画の役割と他計画との関係

(1) 法的な位置づけと役割

社会福祉法では、社会福祉の目指すべき方向性として、「地域福祉の推進」を規定しています。

第2期計画では、第1期計画と同様、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に係る事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項を一体的に定めた、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定いたしました。

また、平成19年8月の厚生労働省社会・援護局長通知により、市町村地域福祉計画に盛り込むこととして、要援護者に係る情報の把握に関する事項、要援護者情報の共有に関する事項、要援護者の支援に関する事項が示されたことから、計画に盛り込みました。

地域福祉計画は、生活課題が発生する地域で、住民自らが支え手となって参加し、行政や福祉関係団体と協働して住民の生活を地域で支援する仕組みづくりを目指すものであり、その計画づくりには住民も参加し、また、実践者となることが期待されているものです。

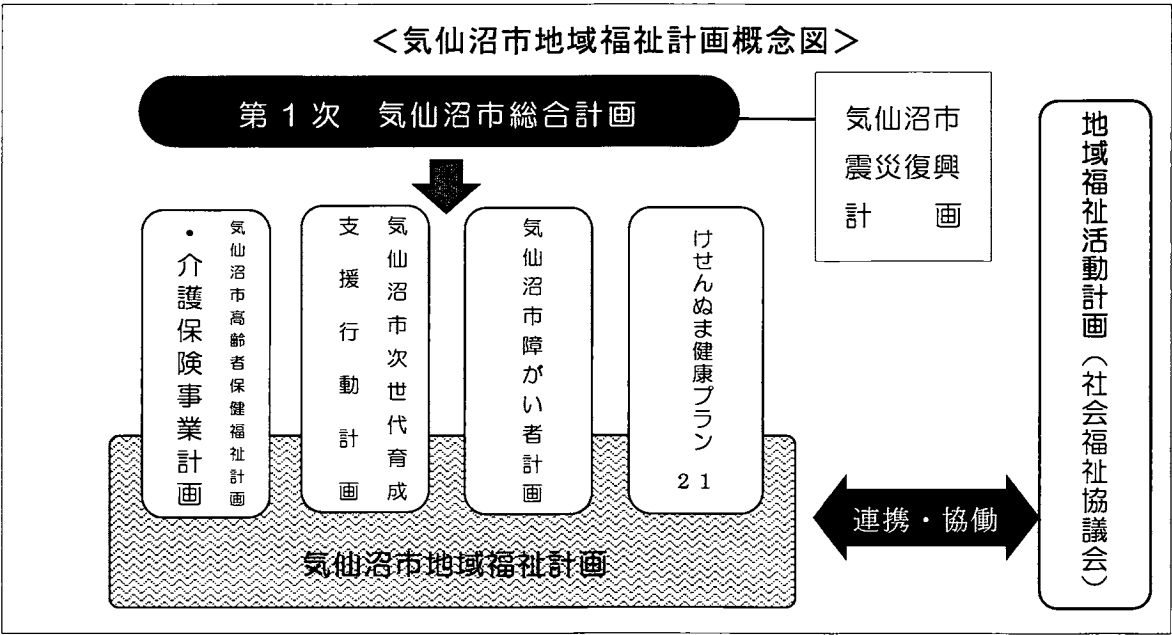
また、地域住民の参加が不可欠であり、地域住民の参加による地域福祉計画の策定、実行、評価の過程そのものが地域福祉活動であると考えられます。

(2) 本市の他計画との関係

第2期計画は「気仙沼市総合計画」を上位計画とし、地域福祉の推進を図るための目標を定め、取り組みを体系化するものとして位置づけています。

また、この計画は、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者計画」「けせんぬま健康プラン21」「次世代育成支援行動計画」等の個別計画の地域福祉に関する事項を包括して策定するものです。

また、震災後策定した「気仙沼市震災復興計画」に盛り込まれた地域福祉の推進に関連する取り組み事業に関しても同様の関係となります。



(3) 地域福祉活動計画との関係

気仙沼市社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」は、市民や様々な団体等が協働で行う地域福祉活動を進めるための民間の活動計画です。

第2期計画は第1期計画同様に、地域福祉計画(市)と地域福祉活動計画(市社協)を一体的に策定することとし両計画の基本理念や基本目標、具体的目標を同一にしました。

策定にあたっては、共同の地域懇談会を開催するなど課題の把握と解決の方向を共有し、計画内容の一体性と整合性を図りました。

(4) 計画期間

第2期計画の計画期間は、平成22年度から平成26年度(5年間)とし、3年次に見直しの予定でありましたが、震災により策定作業が中断し遅延したことから、計画期間は、平成26年度から平成30年度の5年間とし、策定後、速やかに実施することといたします。

5. 地域福祉活動の圏域

第1期計画では、「地域」の考え方を概ね地区社協を単位に考え、必要に応じて中学校区から小学校区範囲、自治会の範囲などに関連付け地域福祉を推進してきました。

第2期計画においては、地域福祉活動の圏域設定について、中核となる地域福祉活動圏域を「地区社協」の範囲とし、より生活の場に近い自治会や近隣の単位においては小地域ネットワーク活動を中心とした活動を行うとともに、地区社協の範囲を超える大きな課題解決に向けては、旧市町単位や市全体での活動を想定するなど重層的な地域福祉活動を想定しています。

6. 地域住民参加による計画

(1) 気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、市民の意見を反映した計画とするため、地域自治会関係者、社会福祉関係団体、民生委員・児童委員、保健福祉関係者、知識経験者等15名で構成する策定委員会を設置し進めました。

(2) 懇談会の実施

地域懇談会は、住民が生活課題を明らかにし、また、その解決方法を一緒に考える場づくりです。本計画策定作業の過程においては、地域懇談会を以下のとおり開催しました。

① 主 催

気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

気仙沼市 気仙沼市社会福祉協議会の三者による共催

② 参加者対象

地域福祉活動に携わっている方(自治会、民生委員・児童委員、地区社協、NPO、ボランティア、福祉施設職員、福祉サービス従事者など)

③ 実施期間・地区

（震災前）平成23年2月15日～2月18日
地区内にある公民館など11会場 参加者 232人

	2月15日	2月16日	2月17日	2月18日
午前10時から 11時30分	鹿折地区 大谷地区	松岩地区	階上地区 小泉地区	
午後2時から 3時30分	新月地区 唐桑地区	気仙沼地区	大島地区 津谷地区	面瀬地区

（震災後）平成25年7月25日～8月1日
地区内にある公民館や集会施設など10会場 参加者 209人

	7月25日	7月26日	7月29日	7月30日	7月31日	8月1日
午前10時から 11時30分	鹿折地区		松岩地区	面瀬地区	本吉地区 唐桑地区	
午後2時から 3時30分	新月地区	階上地区	大島地区	岩手県 千厩地区		気仙沼地区

（懇談会の結果は56ページに掲載してあります。）

（3）パブリックコメントの実施

広く市民の皆様からご意見をいただくため、気仙沼市では、平成26年2月3日から25日までパブリックコメントを行い、中間案を市広報紙に掲載するとともに、唐桑・本吉総合支所、各公民館、市民健康管理センター（すこやか）、市地域包括支援センター、旧千厩中学校住宅・旧折壁小学校住宅集会所等の22会場で計画(案)を公開し、2人で8件のご意見を頂戴いたしました。計画案に対する修正はありませんでしたが、貴重なご意見を頂戴いたしました。

(意見の内容)

(1) 明るく自立した心豊かな生活を送るには、地域と地元企業が力を合わせるだけではなく行政のリードが大切。

(2) 虐待やDV被害者の相談窓口の整備

(3) 人権擁護委員の増員

(4) 福祉推進員の配置

(5) 交流の場の使用料は無料にしてほしい。

(6) 自主防災組織に女性の参加を義務付けすべき

(7) 公的な老人福祉施設の整備と介護職員の育成と労働条件の改善が必要

(8) 男女共生参加の学習会は男・女が参加できること。また専門のDV相談員配置と相談室の確保

※詳しい内容は 63 ページ以降に掲載

第 2 章

第 1 期計画の取り組みと課題

第1期計画の主な取り組みと課題

第1期計画では、基本目標として「Ⅰ 支えあえる暮らしのために、Ⅱ よりよい暮らしを目指して、Ⅲ 自分らしく安心して暮らせるために」を掲げ、その実現を図るため、それぞれの基本目標ごとに具体的目標と推進項目を設定、地域福祉推進に取り組んできました。

具体的目標ごとの実施状況と課題は次のとおりです。

●基本目標Ⅰ 支えあえる暮らしのために

具体的目標1 福祉を担うひとづくり

小中学校、高等学校のボランティア活動支援や、福祉教育を実施したほか、ボランティア団体などを支援するため、市民活動支援センターを設置し、まちづくり活動の担い手の育成に努めました。

（主な取り組み）

- ① 市民活動支援センターの設置
- ② ボランティアスクールや研修の開催
- ③ 人材育成事業等に対する補助金交付（社会福祉協議会）



（課題）

- 福祉に対する意識の高揚、理解は図られつつありますが、幅広い年代への浸透は十分といえない状況にあります。今後、さらに福祉への理解促進に向けた取り組みが必要です。
- 各種講座・研修の受講者が実際に活動者となるためのフォローアップについて検討が必要です。

具体的目標2 ボランティア・市民活動団体等の支援

ボランティア団体・市民活動団体等が、地域の生活課題についての関心を活動につなげることができるようセミナーやワークショップの開催、情報提供などを行ってきました。

（主な取り組み）

- ① 市民活動団体等への情報提供
- ② 個人ボランティアやボランティアグループ研修会開催



（課題）

- 各種講座の受講者が実際の活動につながっているか検証し、受講後の継続した情報提供が必要となります。
- ボランティア団体の会員においては、高齢化による後継者不足の解消策が必要です。特に、若年者の参加促進が必要です。

具体的目標3 地域で支えあえるネットワークづくり

人と人とのつながりや、お互いが地域で支えあえるネットワークづくりを支援してきました。

（主な取り組み）

- ① NPO 法人まちづくり研修会開催
- ② 小地域ネットワークの構築
- ③ 災害時ボランティアセンターの設置
- ④ 広報誌での啓発



（課題）

- 市全体に広がりを見せていないことから、行政や関係団体・専門機関との連携強化が重要です。
- 災害時の対応として、避難支援計画（個別台帳）の策定をしておりましたが、東日本大震災からの見直しが必要となっています。
- 小地域ネットワークの構築には、地区社会福祉協議会、自治会等と連携した取り組みが必要です。

●基本目標Ⅱ よりよい暮らしを目指して

具体的目標1 地域でのふれあいの場づくり

保育所や児童館における世代間交流の推進や、介護予防、健康づくり事業等、地域での交流の場や交流機会の提供に努めました。

（主な取り組み）

- ① 市民運動会、市民文化祭実施
- ② 介護予防ミニディサービス事業
- ③ 健康づくり事業、食生活改善事業
- ④ 障害者社会参加促進事業
- ⑤ ファミリーサポートセンター事業、学童保育事業等実施



（課題）

- 各家庭のライフスタイルも変化していることから、地域事業への積極的な参加を促すため、今後とも関係者が連携し効果的な事業展開が必要です。

具体的目標2 手づくり福祉サービスの創造

自治会や市民団体、ボランティア団体、NPO法人等を支援するため、市民活動支援センターを設置し、情報提供や相互の交流・連携を強化し、まちづくり活動の担い手の育成支援に努めてきました。

（主な取り組み）

- ① 防災マップ作成
- ② 緊急連絡先の把握（一人暮らし高齢者の緊急入院時のあんしんボックス・カード、救急医療情報キット配付）
- ③ 災害時要援護者名簿の整備



（課題）

- 民生委員児童委員、ボランティア団体等との連携を図り、きめ細やかな手づくり福祉サービスへの支援に努めてきたが、十分な担い手が確保できているとは言えません。
- 避難行動要支援者名簿の整備を行い、個別計画の見直し策定を進めます。

具体的目標3 快適で住みよい生活のための環境づくり

介護予防教室や認知症地域支援事業、障害者等の交流事業等の開催を通じ、市民自らが生活課題を認識し福祉意識が高まるよう努めてきました。

（主な取り組み）

- ① 介護予防教室の開催
- ② 介護予防等福祉ニーズに沿った学習会開催



（課題）

- 介護予防への理解は浸透してきていると言えます。今後とも関係者が連携し効果的な事業展開が必要です。
- 多様化する福祉ニーズに的確に捉え、学習機会の提供や、生活環境の改善等に努める必要があります。

具体的目標 4 商店や事業所等との協働による住みよい福祉のまちづくり

大型店における高齢者や障害者に配慮した店づくりや、市内事務所・事業所の一部では福祉事業への理解や取り組みが進んできました。

(主な取り組み)

- ① バリアフリー化の啓発
- ② 赤い羽根募金協力店の設置拡大及びハートフルベンダー（募金箱型自動販売機）の設置拡大



(課題)

- 震災前は、経済状況の影響もあり市全体への広がりには繋がっていませんでした。
- 被災した事業主においては、今後、店舗等の再建時、福祉への理解が必要です。

●基本目標Ⅲ 自分らしく安心して暮らせるために

具体的目標 1 福祉サービスの情報発信とより身近で相談できる窓口整備

身近で生活支援を行う民生委員児童委員活動を支援するとともに、地域の相談機関等が十分な機能を果たしていくことができるよう、行政の各分野毎や社協の相談機能充実に取り組んできました。

(主な取り組み)

- ① 地区懇談会の実施
- ② 小地域福祉ネットワークと連携した窓口
- ③ 広報・啓発
- ④ 地域包括支援センターや障害者生活支援センターなど、地域の身近な相談窓口を整備



(課題)

- 身近な相談窓口について、研修による人材育成が必要です。
- 分野別の対応では困難なケースに対応するため、関係部署、関係機関の連携強化など相談体制の充実が必要です。
- 外出する手段がない高齢者等には、地域に出向いて、あるいは訪問による相談が大切になります。

具体的目標2 福祉サービスの理解向上と権利擁護

すべての市民の人権が尊重され、自分らしく生きる権利が保障されるまちづくりを進めるため、権利擁護事業に取り組んできました。

（主な取り組み）

- ① 日常生活支援事業の広報
- ② 成年後見制度の啓発
- ③ 虐待防止等権利擁護の啓発



（課題）

- 制度の適切な利用推進と第三者後見を支援する側の体制整備が必要です。
- 虐待防止の啓発と体制整備が必要です。

具体的目標3 福祉サービスの充実と満足度向上のための評価システム

福祉サービス提供者に対し、利用者ニーズを的確に捉えたサービスの創出や、関係法令を遵守した事業運営、サービスの自己評価、第三者評価の積極的な導入を促進してきました。

（主な取り組み）

- ① 福祉サービスの自己評価や第三者評価の公表
- ② 苦情解決制度の広報・啓発
- ③ 情報提供



（課題）

- 利用者ニーズを的確に捉えたサービスの創出は今後もさらに促進していかなければなりません。
- 福祉サービスの自己評価、第三者評価制度の導入については、事業者全体に浸透していない状況です。
- 苦情解決制度の利用者への理解浸透は十分といえない状況にあります。今後、さらに理解促進に向けた取り組みが必要です。

第 3 章

地域福祉を取り巻く状況

1 人口と世帯の状況

本市の総人口は、平成 18 年 3 月に旧唐桑町と合併、平成 21 年 9 月には旧本吉町との 2 次合併を経て、平成 23 年 2 月の総人口は 74,247 人でしたが、東日本大震災による被害の影響から、平成 25 年 12 月の総人口では 68,465 人となり、5,782 人（7.8%）減少しています。

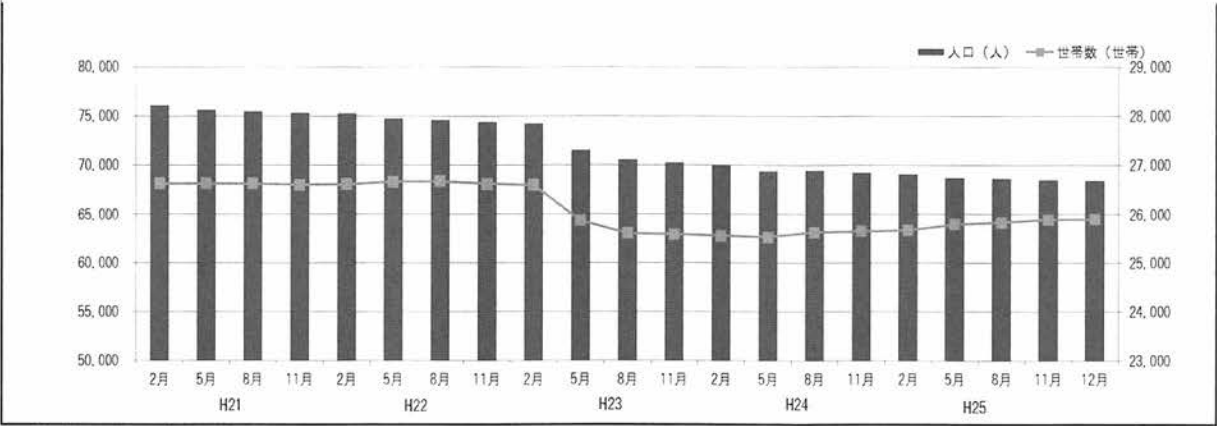
また、一般世帯数については、1 世帯当たりの人数は、平成 23 年 2 月には、2.8 人でしたが、震災以降は、1 世帯当たり 2.7 人となっています。

しかし、東日本大震災以降、住民登録上の住所ではなく、仮設住宅や他市町村で避難生活をされている方が相当数いることから、今後、人口減少の加速が予想されます。

人口・世帯数（各月末日現在）

	平成 23 年			平成 24 年			平成 25 年			
	2 月	8 月	11 月	2 月	8 月	11 月	2 月	8 月	11 月	12 月
人口（人）	74,247	70,561	70,257	69,986	69,476	69,267	69,089	68,642	68,546	68,465
男（人）	35,950	34,151	33,998	33,879	33,545	33,479	33,419	33,285	33,280	33,251
女（人）	38,297	36,410	36,259	36,107	35,931	35,788	35,670	35,357	35,266	35,214
世帯数（世帯）	26,601	25,607	25,583	25,555	25,630	25,653	25,670	25,835	25,896	25,899
1 世帯の人数	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7

図表 1 総人口・世帯数の推移



〔資料：住民基本台帳〕

2 年齢別人口の状況

年齢別人口の推移を見ると、東日本大震災の影響から、年少人口（0～14 歳）は減少しており、高齢者人口（65 歳以上）においては、平成 22 年以降増加し、平成 25 年 3 月末で 31.81%以上となっており、少子・高齢化が加速しています。

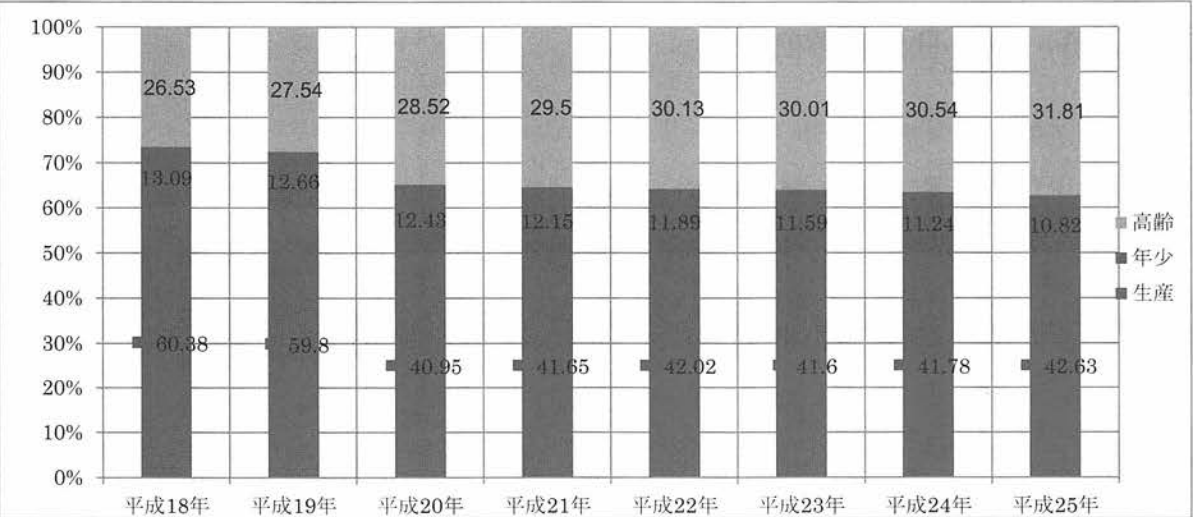
（各年 3 月末現在）

年 次	人 口						
	総人口	生産年齢人口		年少人口		高齢人口	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
平成 1 8 年	66,798	40,329	60.38	8,745	13.09	17,724	26.53
平成 1 9 年	66,111	39,535	59.80	8,369	12.66	18,207	26.53
平成 2 0 年	65,225	38,513	40.95	8,108	12.43	18,604	28.52
平成 2 1 年	64,394	37,574	41.65	7,823	12.15	18,997	29.50
平成 2 2 年	74,926	43,441	42.02	8,910	11.89	22,575	30.13
平成 2 3 年	73,363	42,844	41.60	8,500	11.59	22,019	30.01
平成 2 4 年	69,620	40,532	41.78	7,825	11.24	21,263	30.54
平成 2 5 年	68,752	39,442	42.63	7,439	10.82	21,871	31.81

〔資料：住民基本台帳〕

図表 2 年齢別人口の割合

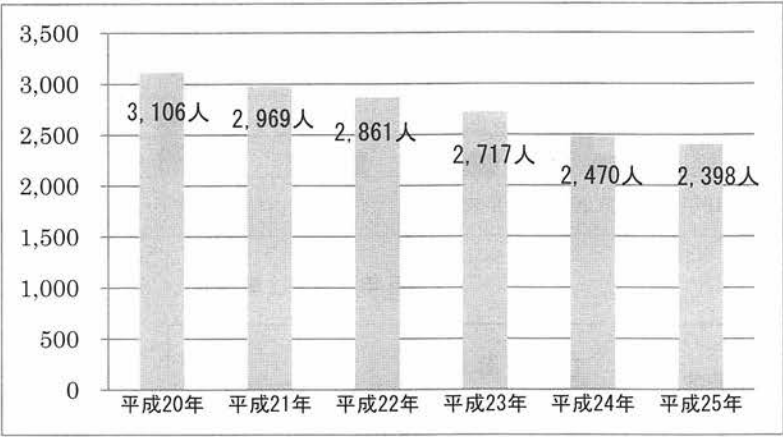
（単位：％）



3 就学時前の児童の状況

図表 3 就学時前児童の推移

(各年度末)



(資料：気仙沼市社会福祉事務所)

本市の就学時前児童数は、平成 20 年以降は約 100 人程度の減少でしたが、平成 24 年以降は減少が増加しています。

これは、少子化に伴う減と震災で他市町村へ住所異動した方々によるものと考えられます。

4 高齢者の状況

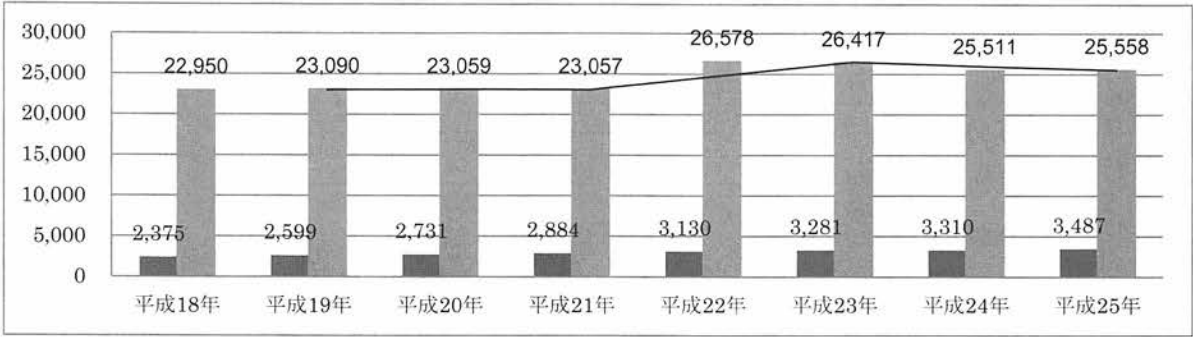
(1) ひとり暮らし高齢者

ひとり暮らし高齢者世帯の割合は、震災前の平成 22 年は 3,130 世帯 11.78%でしたが、平成 25 年では 3,487 世帯 13.64%となり、357 世帯 1.86%増加しています。

少子高齢化や核家族化は、今後も進むことが予想されます。また、ひとり暮らし高齢者の増加により、地域における福祉ニーズはますます多様化・複雑化していくことが予想されます。今後も増加が見込まれるニーズに対応し、誰もが地域で安心して生活を送るためには、行政と地域が協働し、きめ細やかな活動を展開することが必要です。

図表4 ひとり暮らし高齢者世帯の推移

(各3月末現在；単位人)



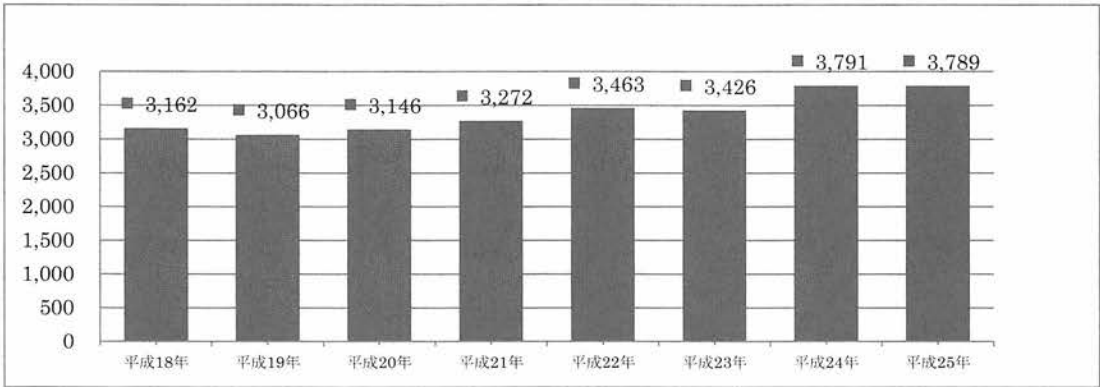
(各年3月末：単位人)

	世帯数	ひとり暮らし 高齢者世帯	割合（％）
平成18年	22,950	2,375	10.35
平成19年	23,090	2,599	11.26
平成20年	23,059	2,731	11.84
平成21年	23,057	2,884	12.51
平成22年	26,578	3,130	11.78
平成23年	26,417	3,281	12.42
平成24年	25,511	3,310	12.97
平成25年	25,558	3,487	13.64

(資料：気仙沼市高齢介護課)

(2) 要介護・要支援認定

図表5 要介護・要支援認定者数の推移



(資料：気仙沼市高齢介護課)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計	うち1号 被保険者	高齢者 人口	認定率
平成 18	292		1,062	527	406	414	461	3,162	3,058	21,022	14.55
平成 19	268	324	586	573	428	413	474	3,066	2,968	21,543	13.78
平成 20	237	371	609	538	487	418	486	3,146	3,048	21,946	13.89
平成 21	224	450	616	599	503	419	461	3,272	3,174	22,326	14.22
平成 22	352	391	709	634	473	437	467	3,463	3,363	22,575	14.90
平成 23 年 1 月末	469	385	781	630	417	432	461	3,575	3,469	22,428	15.47
平成 23	449	393	744	601	386	420	433	3,426	3,320	22,019	15.08
平成 24	541	487	780	656	468	454	405	3,791	3,681	21,263	17.31
平成 25	458	572	694	695	543	417	410	3,789	3,699	21,865	16.92

(資料：気仙沼市高齢介護課)

(注) 各年3月末の人数。合併前の数値は旧市町合計です。

第1号被保険者（65歳以上）の要介護者の状況については、平成18年3月末では3,058人でしたが、平成25年3月末には3,699人に達し、7年間で641人増加しています。

平成25年3月末の認定者は3,789人で、震災直前の平成23年1月末から214人増加しており、認定率も1.45ポイント増加の16.92%となっております。これは、東日本大震災の影響によるものと考えられます。

5 障害者手帳保持者の状況

(各年3月末現在:人)

手帳の種類	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
計※	3,641	3,639	3,552	3,474	3,519
身体障害者手帳	2,883	2,872	2,768	2,685	2,700
療育手帳	518	544	547	547	561
精神保健福祉手帳	240	223	237	242	258

(資料: 気仙沼市社会福祉事務所)

※手帳を重複して所持している方がいることから実人数ではありません。

本市の障害者手帳のある方は、平成20年度には、3,641人でしたが、東日本大震災で被災を受け死亡される等の理由から一時減少となりましたが、平成24年度は、緩やかではありますが増加してきています。内訳をみると、療育手帳や精神保健福祉手帳の保持者が増加しています。

6 生活保護の状況

(各年3月末現在:人)

年次	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
内 保護世帯(世帯)	356	376	260	267
訳 保護人員(人)	459	481	327	334
保護率(%)	6.21	6.58	4.77	4.95

(資料: 気仙沼市社会福祉事務所)

平成24年3月末の生活保護世帯数は260世帯で、保護人員327人、保護率4.77%となっており、平成23年3月末と比較すると、保護世帯、保護人員、保護率ともに減少しましたが、平成25年は若干ずつではありますが、増加してきています。

7 被災者の現状

(1) 応急仮設住宅等の入居世帯

東日本大震災により、津波や地震等により自宅を失った方の支援として建設された、応急仮設住宅（プレハブ仮設）は、市内に 91 団地に散在している他、岩手県に 2 団地（一関市千厩町・室根町）あります。

（平成 26 年 1 月末現在）

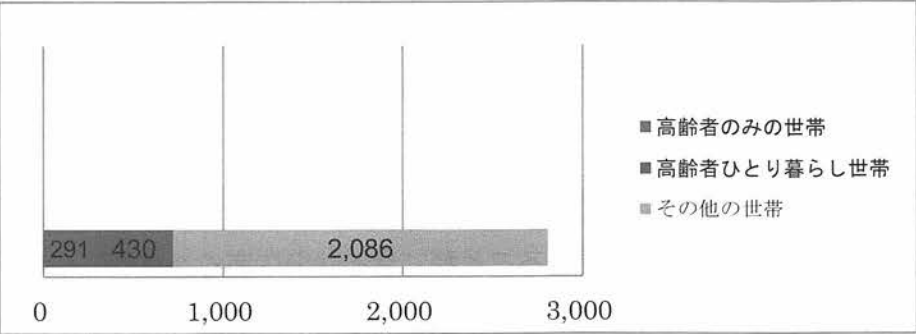
	世帯数	入居者
応急仮設住宅（プレハブ）	2,807	6,696
民間賃貸借り上げ住宅	1,133	3,259
計	3,940	9,955

（資料：気仙沼市社会福祉事務所）

最も多いときの平成 24 年 1 月 18 日では、3,155 世帯、8,288 人が入居していましたが、平成 26 年 1 月 31 日現在では、2,807 世帯 6,696 人となり、348 世帯、1,592 人が自宅再建等により減少しています。

また、民間賃貸借上住宅（みなし仮設住宅）においては、平成 24 年 1 月では 1,602 件 4,737 人の入居者でしたが、本年 1 月末には 1,133 件で 3,259 人となり、みなし仮設住宅においても、生活再建による減少が進んでいます。

図表 6 応急仮設住宅入居者の世帯構成



（資料：気仙沼市社会福祉事務所）

応急仮設住宅入居者世帯 2,807 世帯のうち、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯は 721 世帯といった要支援世帯が、約 25.7%となっており、今後の地域の支えあいが重要となっています。

現在、市では、市社会福祉協議会等 4 事業者へ委託し、応急仮設住宅等を中心とした、「地域支え合い体制づくり事業」により、応急仮設住宅サポートセンターを設置し、生活支援員による総合相談を行い、高齢者等の孤立化を防止しています。

今後、災害公営住宅や防災集団移転事業の整備が進み、平成 26 年度から、仮設住宅から恒久住宅への移転が始まりますが、災害公営住宅仮申込件数を見ると、高齢者のいる世帯が半数以上を占めており、そのほとんどが、高齢者のみの世帯、ひとり暮らし高齢者世帯となっています。

災害公営住宅や防災集団移転先においても、引き続き高齢者等の支援が必要です。

災害公営住宅仮申込世帯	2,199 世帯	
高齢者のいる世帯	1,135 世帯	51.61%
うち高齢者のみの世帯	675 世帯	30.70%
うち高齢者単身世帯	432 世帯	19.65%

(平成 25 年 8 月末現在「災害公営住宅仮申込」により)

8 団体等の活動状況

震災時、行政だけでは解決できない問題が多く、市内の企業団体などにおいては、明日に向けどのように進めたら良いかなど到底考えることができる状況にありませんでした。

そのような状況時、多くの学生ボランティアや全国から支援のため駆けつけてくれた方々により支えられました。

（１） 気仙沼市市民活動支援センター登録団体活動状況

市内の登録団体の多くは、東日本大震災の影響で活動が停滞していましたが、徐々に震災前の活動を取り戻しています。一方で、東日本大震災の復興支援を目的に設立した団体は、災害救助事業も一段落し、改めて今後の活動方針を見直しています。

各団体の活動内容は、災害救援活動は縮小し、スポーツや文化・芸術活動、保健福祉活動、まちづくり（地域コミュニティ支援）活動が増えています。

気仙沼市民活動センターは、以前行われていたサービス（フリースペースの提供など）が十分に提供できない状況が続いていますが、市民活動の促進を外部団体と協力しながら進めています。

地域コミュニティの再形成期にあり、人と人を繋ぐ市民活動の重要性が高まっています。

（平成 2 5 年 1 1 月現在）

主な活動分野	活動内容	団体数	うち N P O 法人数
自然や環境を守るための活動	海の環境保全や教育・啓発活動 桜の植樹や桜並木の保管理、緑化活動	7	2
まちづくりのための活動	地域おこしや自治会の活性化 コミュニティ支援	2 9	4
児童の健全育成を対象とした活動	レクレーション指導、子ども会の援助、 人形劇、読み聞かせ活動	4	1
障害者を対象とした活動	視覚障害者への朗読サービス 住環境改善	9	4
健康や医療サービスに関係した活動	健康増進、医療救護	7	3
スポーツ・文化・芸術に関係した活動	各種文化活動の普及、各種競技の普及	5 3	1
防災・被災者支援に関係した活動	防災・被災者支援活動	3	0
その他	悩み相談、更生保護、日本語学習指導	8	0
計		1 2 0	1 5

(2) 気仙沼市社会福祉協議会登録ボランティアの活動状況

市内のボランティア団体の多くは、東日本大震災前から会員の高齢化と後継者不足の課題を抱えていました。そのような状況下に東日本大震災が発災し、気仙沼市社会福祉協議会に登録していた団体の中には、大震災の影響により、やむを得ず団体の解散・活動停止、活動範囲の縮小、会員数の減などの状況があります。

大震災により、地域の状況と市民の暮らしが大きく変化しました。被災者支援を含め、地域全体で相互に支えあえる福祉のまちづくりを目指し、これからは市民の力を生かしたボランティアの育成が急務となっています。ボランティアの育成、相談・調整などを専門に担う人材配置などボランティアセンター機能強化がより求められています。

(平成25年11月現在)

主な活動分野	ボランティア団体		個人ボランティア人数	合 計 (人)
	団体数	会員数		
高齢者福祉	16	563	130	693
障害者福祉	2	28	9	37
児童福祉	0	0	0	0
被災者支援	2	5	14	19
その他	2	23	0	23
合計	22	619	153	772

第 4 章

地域福祉計画の目標と施策の推進方法

＜気仙沼市地域福祉計画の体系図＞

★ 基本理念

地域でみんながふれあい支えあって

自分らしく安心して暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標Ⅰ

地域で支えあい助けあうまちづくり

＜具体的目標＞ ＜推進項目＞

1 福祉を担うひとづくり

- ① 福祉教育の推進
- ② 家庭や地域における福祉学習の推進
- ③ 地域福祉活動人材の育成
- ④ ボランティア学習の推進

2 支えあう地域づくり

- ① コミュニティの再生と福祉コミュニティの創造
- ② 地域福祉活動の中核となる地域福祉活動圏域の設定
- ③ 地域福祉活動リーダーの養成
- ④ 支えあいネットワーク

3 ボランティア・市民活動団体等の支援

- ① 社会福祉協議会ボランティアセンター機能の充実強化
- ② 福祉活動ボランティアの組織化と運営の支援
- ③ 災害時ボランティアセンターの運営強化
- ④ ボランティア活動の環境づくりの推進

基本目標Ⅱ

みんながふれあい住みよいまちづくり

1 地域における交流機会の拡大

- ① 誰でも気軽に交流できる場づくり
- ② 多様な交流の機会の設定

2 地域で支えあう手づくり福祉サービスの充実

- ① 身近な課題を地域で支援する活動の推進
- ② 多様な福祉ニーズへのきめこまやかな対応
- ③ 地域における子育て支援の充実
- ④ 手づくり福祉サービスの充実と担い手の確保
- ⑤ 避難行動要支援者の支援の推進

3 心が通う住みよいまちづくり

- ① 一人ひとりが福祉の意識をもった住みよい地域づくり
- ② 健康づくり、介護予防の推進
- ③ 心のバリアフリーと社会参加の促進
- ④ 住宅や公共施設等のバリアフリーの推進
- ⑤ 商店や事業所等の福祉活動の促進

基本目標Ⅲ

自分らしく安心して暮らせるまちづくり

1 情報提供・相談対応の充実と福祉サービス利用支援

- ① 相談窓口の整備及び相談員の技能向上
- ② 福祉サービス情報の発信
- ③ 地域・行政・専門機関のネットワーク化
- ④ 支援を必要とする人の早期発見・早期支援

2 良質な福祉サービスの確保と選択できる環境整備

- ① 福祉サービスの満足度向上
- ② 苦情解決制度の広報・啓発
- ③ 福祉サービス評価制度導入と質の向上

3 人権尊重と権利擁護

- ① 人権尊重の啓発
- ② 権利擁護制度等の啓発
- ③ 虐待防止体制の充実

基本目標Ⅰ 地域で支えあい助けあうまちづくり

（現状・課題）

私たちの暮らしは、高度経済成長を背景に物のあふれる豊かな生活を得た半面、職と住の分離や少子・高齢化と核家族化の進展、価値観や生活様式の多様化により、人と人のつながりが希薄になり、互いに支えあって暮らしてきた近隣との交流も少なくなってきました。

特に、東日本大震災の発生により壊滅的な被害を受けた地区にあっては、自治会活動が停止したり、住みなれた土地を離れての仮設住宅やみなし仮設での生活や転居による新たなコミュニティへの参加により、近隣とのつながりは一層希薄になってきています。

さらに、既存の福祉サービスだけでは解決できない制度の谷間にある複雑な生活課題が増加して来ており、将来生活への先行き不安や長寿社会における健康不安など、日々の暮らしに対する不安が高まっています。

このような多様な生活の困りごとを解決するためには、希薄になった地域のきずなを取り戻し、地域に暮らす全ての人が身近に発生する生活課題を地域の課題として共有し合い、支えあい助けあうまちづくりを進める必要があります。コミュニティの再生を図りながら、関係機関・団体と連携して福祉活動の人材育成をすすめ、地域住民が積極的に地域福祉活動に参加する福祉コミュニティの創造が求められています。

具体的目標1 福祉を担うひとづくり

【推進項目】

- 1 福祉教育の推進
- 2 家庭や地域における福祉学習の推進
- 3 地域福祉活動人材の育成
- 4 ボランティア学習の推進

【具体的取り組み】

- ① 幼児期の福祉教育の充実を図り、心豊かな児童の育成に努めます。
- ② 小・中・高等学校の福祉教育を充実し、ボランティア体験や世代間の交流機会をつくり、福祉理解の増進に努めます。
- ③ 生涯学習機関や福祉関係団体等と連携し、福祉活動の人材育成を行うとともに、地域福祉活動への理解を深めるための福祉学習を推進するため、多様な研修会や講座等を積極的に開催します。
- ④ 地域において市民が主体となった福祉学習や懇談会が活発に開催されるよう支援します。
- ⑤ 地域福祉の担い手を育成するため、ボランティア学習やボランティア体験の機会をつくりまします。
- ⑥ 市民の地域福祉への理解を深めるとともに、参加と参画を促し共に生きる社会づくり（[※]ソーシャル・インクルージョン）に向けて「福祉まつり」やイベントを定期的を開催します。

<参考>

・ソーシャル・インクルージョンとは、全ての人々を孤独や孤立，排除や摩擦から援護し，健康で文化的な生活の実現につなげるよう，社会の構成員として包み支えあうという理念。

<主な取り組み・事業>

(震災関連事業については●印)

No.	取り組み・事業名	事業概要
1	地域福祉教育の推進 【社会福祉協議会】	各地区社会福祉協議会や学校と連携し福祉学習会を開催する。(キャップハンディ体験等)
2	福祉まつり開催 【社会福祉協議会】	各地区社会福祉協議会が地域で主体的に集い，福祉への理解を深めるため開催する。
3	ボランティア学習の推進 【社会福祉協議会】	ボランティア体験の学習会を通じて地域福祉の担い手の発掘を図る。

具体的目標2 支えあう地域づくり

【推進項目】

- 1 コミュニティの再生と福祉コミュニティの創造
- 2 地域福祉活動の中核となる[※]地域福祉活動圏域の設定
- 3 地域福祉活動リーダーの養成
- 4 支えあいのネットワークづくり

【具体的取り組み】

- ① 互いに支えあう[※]地域コミュニティの再生と強化を図りながら，住民が主体的に地域の生活課題解決に向けた福祉活動を展開する[※]福祉コミュニティの創造を支援します。
- ② 特に，震災により被害を受けた地区のコミュニティ再生に向けコーディネーターの配置を行い強力に支援します。
- ③ 自治会や地区活動組織の連携を強化し，地域で生活課題を解決していく強固な支えあいの地域をつくるため[※]地域福祉コーディネーターを配置します。
- ④ 社会福祉協議会の地区社協の範囲を「地域福祉活動圏域」として設定し，近隣，自治会，地域福祉活動圏域，旧市町の行政範囲，市全体という重層的な生活課題解決体制を構築し，地域福祉活動圏域が地域福祉活動の中核となるよう活動組織の強化を支援します。
- ⑤ 住民の地域福祉活動を推進する活動拠点を地域福祉活動圏域毎に整備します。
- ⑥ 自治会や地域福祉活動圏域のリーダーを養成するため各種研修会を開催します。また，研修終了者等の活動実践の場を確保するため地域に「福祉推進員」を配置します。
- ⑦ 支援が必要な人を地域全体で支えあうため[※]小地域ネットワークを構築するとともに，高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように，[※]地域包括ケアシステムづくりを推進します。
- ⑧ 地域のなかで活動する様々な関係者や機関・団体，行政，社会福祉協議会などをつなぐ「地域福祉推進会議」を地域福祉活動圏域毎に設置し，情報の共有と迅速なサービスの提供ができる地域づくりを推進します。

⑨ 地域福祉活動圏域の活動指針となる「地域福祉圏域活動計画」の策定を支援します。

＜参考＞

- ・地域コミュニティとは、地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わりながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団をいう。
- ・福祉コミュニティとは、地域住民が地域内の福祉について主体的な関心を持ち、自らの積極的な参加により、援助を必要とする人々に対して福祉サービスを提供する地域共同体を言う。
- ・地域福祉コーディネーターとは、コミュニティに焦点を当てた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりするひと。
- ・小地域ネットワークとは、小地域を単位とし、要援護者１人ひとりに近隣の人々が見守り活動や援助活動を展開するもの。
- ・地域包括ケアシステムとは、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを分断して提供するのではなく、すべてを一体として考え、利用者のニーズに併せて、切れ目のない支援をするため日常生活圏内でトータルに提供するための体制。

＜主な取り組み・事業＞

（震災関連事業については●印）

No.	取り組み・事業名	事業概要
1	●地域支え合い体制づくり事業 【高齢介護課】	仮設住宅入居者等に対する総合相談等の実施。
2	●「絆」再生事業 【高齢介護課】	生活支援相談員等の配置により、孤立化の防止や交流事業等の実施。
3	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業 【高齢介護課】	緊急ボタンやセンサーと管制センターを繋ぎ地域の協力員とともに見守り体制を構築する。
4	福祉協力員設置事業 【唐桑総合支所】	要援護高齢者を、いち早く発見し訪問する事によりやすらぎと安心を与え、在宅福祉サービスの早期適用を図るため協力員を置く。
5	●復興まちづくり協議会運営に対する助成 【震災復興・企画課】	東日本大震災による被災地域におけるコミュニティの形成促進のため、復興まちづくり協議会の運営に必要な経費を補助する。
6	コミュニティ活動の推進 【地域づくり推進課】	自治会への活動支援、集会施設増改築等への支援。
7	地域包括ケアシステム推進検討会 【市包括支援センター・高齢介護課・健康増進課・社会福祉事務所】	庁内関係部局職員においてワーキングチームを設置し、地域包括ケアシステム構築に向けた検討会等を行う。
8	民生委員児童委員協議会への支援 【社会福祉事務所】	民生委員児童委員活動を推進するため運営活動費補助金を交付。
9	地区社協活動支援事業 【社会福祉協議会】	事業活動に対し補助金を交付するとともに、各種情報を提供しながら、地区社協の基盤整備と環境づくりを支援する。
10	小地域福祉ネットワーク事業 【社会福祉協議会】	福祉コミュニティの構築を目指し、小地域における住民や関係者による見守り体制の構築を推進する。
11	高齢者等の見守り活動事業 【市地域包括支援センター・日本郵便株式会社】	郵便局員が、日常業務において高齢者等に何らかの異変等を察知したとき市地域包括支援センターに連絡する。

具体的目標3 ボランティア・市民活動団体等の支援

【推進項目】

- 1 社会福祉協議会ボランティアセンター機能の充実強化
- 2 福祉活動ボランティアの組織化と運営の支援
- 3 災害時ボランティアセンターの運営強化
- 4 ボランティア活動の環境づくりの推進

【具体的取り組み】

- ① 自発的な幅広いボランティア活動を支援できるよう「社会福祉協議会ボランティアセンター」の機能を充実強化します。
- ② 地域福祉活動圏域にボランティアセンターのサブ機能を持たせ、福祉ニーズと活動ニーズのマッチングを図りボランティア活動がさらに推進されるよう支援します。
- ③ ボランティア団体や市民活動団体など（以下「活動団体」という。）の活動が、安全に継続して実施できるよう市民活動支援センターを中心に支援を強化します。
- ④ 活動団体の連携と活動者の交流を目指し「ボランティアの集い」を定期的に開催します。
- ⑤ 地域の課題に自主的に取り組む地域福祉活動者の組織化を働きかけ、活動の継続性を支援します。
- ⑥ 災害時における「災害ボランティアセンター」の円滑な運営を支援し、マッチング機能を強化します。
- ⑦ 市民がいつでも、どこでも、安心してボランティア活動に参加できる環境づくりを推進します。

<参考>

- ・災害時ボランティアセンターとは、災害発生時のボランティア活動を効率的・効果的に推進するために、総合的な調整を行う目的で開設される組織。ボランティアの募集・受入れや情報提供・派遣調整、関係団体・災害対策本部との連絡調整等の様々な活動を行う。
- ・市民活動団体とは、地域住民が主体となり、営利を目的としない活動をしている団体（例：ボランティアグループ、NPO 法人、サークルなど）。NPO という表現を用いることもある。
- ・市民活動支援センターとは、「市民参加のまちづくり」を推進するため、市民活動団体（NPO）やボランティアの活動支援と《市民・企業・行政のパートナーシップ》によるまちづくりの拠点として設置。市民活動団体の運営相談、情報提供、人材養成研修、NPO 法人等の申請支援等の仕事をおこなっている。

<主な取り組み・事業> (震災関連事業については●印)

No.	取り組み・事業名	事業概要
1	ボランティア育成活動補助金 【社会福祉事務所】	ボランティア従事者が安心して活動できるよう、ボランティア団体及び個人に対して保険料を助成する。
2	NPO（民間非営利組織）との協働 【地域づくり推進課】	市民活動団体への支援、交流会の開催等。
3	ボランティア推進事業 【社会福祉協議会】	ボランティア養成講座や交流会を開催しながら、ボランティア活動への理解と関心を深め、住民参加による福祉のまちづくりを目指す。

基本目標Ⅱ みんながふれあい住みよいまちづくり

（現状・課題）

急速な少子高齢化の進展，家族構成の変化，個人の価値観の多様化等により，住民相互の繋がりが希薄化し，地域においては一人暮らしの高齢者，介護・子育てに対する不安や引きこもりなどの課題を抱える家庭も増えています。

このような中，平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は，多くの尊い市民の命や生活基盤を奪い，甚大な被害をもたらしました。

この震災の教訓を生かし，改めて地域防災の重要性が認識されその取り組みの強化が求められているところです。また，被災による環境の変化などにより，心身に不安を抱える人も少なくなく，地域での孤立も懸念されています。

一方で，多くの方々からの献身的な支援やお互いの助け合いを通じて，人と人との繋がり，絆の大切さを見直す機会ともなりました。

地域で暮らす一人ひとりが，安心して生きがいを持って暮らしていくためには，地域における結びつきを密にし，お互いに支え合うことが重要であり，そのためには，地域における交流機会の拡大や，地域で支え合う手づくり福祉サービスの充実，心が通い合う住みよいまちづくりの実現に向け，地域・ボランティア・関係団体・企業・行政が協働して取り組むことが必要です。

【具体的目標 1】 地域における交流機会の拡大

【推進項目】

- 1 誰でも気軽に交流できる場づくり
- 2 多様な交流の機会の設定

【具体的取り組み】

- ① 自治会や地元商店街，関係団体等と連携し，誰でも気軽に集える場づくりに努めます。
- ② 文化，スポーツ交流，各種講座の開催を通じて交流の場をつくります。
- ③ 地域交流の場に，若者や子育て世代の参画と参加を呼びかけ，多世代交流の場を創出します。
- ④ 障害のある方との交流事業を実施します。
- ⑤ 近所同士の交流を大切にする機会をつくります。地域の外国人と住民が交流・理解を深めるための支援を行います。
- ⑥ 震災に伴う転居により転入された方が，新たなコミュニティにスムーズに溶け込めるような交流行事の開催を支援します。

＜主な取り組み・事業＞

（震災関連事業については●印）

No.	取り組み・事業名	事業概要
1	市民運動会 【公民館】	市民が集いスポーツに親しみ親睦を図る。

2	子育て相談 【健康増進課】	地域の児童館等に出向いて、子育てに関する相談等を実施する。
3	●メンタルヘルス交流会 【健康増進課】	孤立予防として被災者等の交流と外出の機会を提供するとともに、メンタルヘルスに関するセルフケアの方法の普及を図る。
4	●広域的な交流・在住外国人の支援体制整備 【地域づくり推進課】	生活に必要な情報を多言語で記したパンフレットの作成や生活相談窓口の設置など、ボランティア・NPO企業等との連携により、小さな国際大使館の機能充実を図り、外国人にやさしいまちづくりに取り組むとともに、在住外国人のネットワークを構築し支援体制を整備するほか、本市における震災対応の経験や教訓を市ホームページや Facebook を活用して世界各国に発信する。
5	地域介護予防活動支援事業（介護予防体操普及サポーター養成事業） 【包括支援センター】	介護予防体操普及サポーターを養成し、自主活動を支援し、地域住民に集う機会を提供することにより地域づくりの推進を図る。

【具体的目標2】 地域で支えあう手づくり福祉サービスの充実

【推進項目】

- 1 身近な課題を地域で支援する活動の推進
- 2 多様な福祉ニーズへのきめこまやかな対応
- 3 地域における子育て支援の充実
- 4 手づくり福祉サービスの充実と担い手の確保
- 5 ※ 避難行動要支援者の支援の推進

【具体的取り組み】

- ① 地域のつながりを大切にし、地域活動やボランティア団体、NPO 法人等の活動を支援します。
- ② 小地域福祉ネットワークを活用し、早期のニーズ把握に努め、地域住民等による身近な助け合いを進めます。
- ③ 子供が安心して過ごせる放課後や週末等の居場所づくりに努めます。
- ④ PTAや子供会、母親クラブなどの地域における子育て組織の活動を支援します。
- ⑤ 関係団体等の相互の交流・連携や、必要な情報提供等により、活動の担い手の育成を支援します。
- ⑥ 手づくり福祉サービスのモデル的な事業や活動を広く紹介・PRし、取り組みの拡大や担い手の確保を図ります。
- ⑦ 避難行動要支援者名簿の整備を行い、関係機関等との情報共有を進めます。
- ⑧ 災害時支援ネットワークの整備を図り、避難行動要支援者の個別避難支援計画の作成に努めます。
- ⑨ ※ 自主防災組織結成の促進及び育成・指導に努めます。

＜参考＞

- ・避難行動要支援者とは、災害時に、何らかのハンディキャップを有するため、自力で移動することや情報を得ることが困難で、避難するために他者の援護を要する人々のこと。一般的に高齢者や障がい者、妊婦等。
- ・自主防災組織とは、あらかじめ、地域においていざという場合になったら消防車が駆けつけてくれるまでの初期を、協力しあって対応できるよう、町内会や自治会レベルでつくられた組織をいう。

＜主な取り組み・事業＞

（震災関連事業については●印）

No.	取り組み・事業名	事業概要
1	保健推進員の活動支援 【健康増進課】	地域における健康づくりリーダーとしての活動を支援するため研修会等を開催し、自主活動に対する助成を行う。
2	食生活改善推進員の活動支援 【健康増進課】	食生活改善・運動の普及推進を図るため、研修会等を開催し、自主活動に対する助成を行う。
3	留守家庭児童保護育成事業 （学童保育）【社会福祉事務所】	保護者の労働等の事由により、放課後留守家庭となる児童の健全な育成を推進するため実施する。
4	母親クラブへの支援 【社会福祉事務所】	児童の健全育成を図るため、地域における母親等が連帯して組織した組織に対し助成を行う。
5	●避難行動要支援者の支援 【社会福祉事務所・危機管理課】	避難行動要支援者名簿の整備を行うとともに、個別避難支援計画を策定する。
6	自主防災体制の充実 【危機管理課】	これまでの自主防災組織や婦人防火クラブ、事業所における自衛消防の組織などの設立推進を継続するとともに、今回の大震災において大きな役割を担った町内会のほか、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員など、地域において防災を支える組織・団体の相互協力が行えるための体制整備を促進する。

【具体的目標3】 心が通う住みよいまちづくり

【推進項目】

- 1 一人ひとりが福祉の意識をもった住みよい地域づくり
- 2 健康づくり、介護予防の推進
- 3 心のバリアフリーと社会参加の促進
- 4 住宅や公共施設等のバリアフリーの推進
- 5 商店や事業所等の福祉活動の促進

【具体的取り組み】

- ① 福祉に対する意識高揚のための啓発活動を実施します。
- ② 健康づくり事業や介護予防教室等を実施するほか、地域におけるミニデイサービス事業等の実施を支援します。
- ③ ハンディキャップや障害に関する理解を深め、[※]心のバリアフリーを推進します。
- ④ 障害のある方の外出や社会参加・移動・コミュニケーションを支援する事業を実施します。
- ⑤ 高齢者や障害のある方の住宅改修や日常生活補助用具等の利用を支援します。
- ⑥ 道路や公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、窓口サービスの向上や利用しやすい環境整備に努めます。
- ⑦ 高齢者や障害のある方の駐車スペース、[※]点字ブロック等の適切な整備と[※]ユニバーサルデザイン

の普及を促進し、福祉のまちづくりを進めます。

- ⑧ 商店や事業所における福祉活動を推進し、誰もが利用しやすい店づくりを進めます。

<参考>

- ・心のバリアフリーとは、偏見や固定観念など私たちの心の中に潜む目に見えない壁をなくし、年齢・性別・障害・国籍の違いに関わらず、誰もが住みやすい真のバリアフリー社会の実現を目指すもの。
- ・点字ブロックとは、視覚障害のある方が安心して歩行できるように、交差点や建物の入り口などに設置されている誘導ブロック。
- ・ユニバーサルデザインとは、すべての人のためのデザインを意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。

<主な取り組み・事業>

(震災関連事業については●印)

No.	取り組み・事業名	事業概要
1	●心のケアに関する講演会・研修会 【健康増進課】	自殺予防を含めたこころの健康づくりの普及啓発を図るため、講演会や支援者研修会等を開催する。
2	健康フェスティバル 【健康増進課】	「第2期けせんぬま健康プラン21」及び「第2次食育推進計画」に基づき、生活習慣病やストレスによる健康状態の悪化・身体機能低下等を予防し、市民の健康保持・増進を図る。
3	介護予防事業 【健康増進課】	高齢者の閉じこもりなど介護予防のための各種教室や定期的な個別訪問を実施し、介護予防や認知症に関する啓発を行う。
4	健康教育・健康相談 【健康増進課】	健康づくりに関する講話や個別相談を行い、生活習慣病の予防に努める。
5	介護予防普及啓発事業 (介護予防体操普及事業) 【包括支援センター】	介護予防体操普及サポーターや理学療法士、作業療法士、保健師等により介護予防教室などにおいて介護予防体操(お茶っこ体操等)の普及を行う。
6	障害者福祉活動事業 【社会福祉協議会】	視覚障害者に対し、野外活動を開催し、外出による運動機能の低下の抑止と市民ボランティアとの交流を深める。
7	移動支援事業 【社会福祉事務所】	外出時の移動に困難がある障害者等に、日常生活において必要とする移動のための支援を実施する。
8	意思疎通支援事業 【社会福祉事務所】	聴覚障害者等が日常生活において意思疎通を図る必要がある場合に奉仕員を派遣する。

基本目標Ⅲ 自分らしく安心して暮らせるまちづくり

（現状・課題）

少子高齢化の進展や家族構成の変化、価値観や生活様式の多様化により、地域での交流が少なくなっているほか、支援を必要とする人のニーズや生活課題も多様化しています。

こうしたなか、地域で誰もが、自分らしく生きる権利が保障され、また、安心して生活していくために、普段から地域を構成する個人、団体、事業所等は、自らがまちづくりを担う主体としての意識を持ち、自助・共助・公助の理念のもと、それぞれの主体の自主的な取組みと支援のためのネットワーク構築による連携した取組みが求められます。

また、介護保険・障害者福祉・児童福祉をはじめとする福祉制度（サービス）の質の向上と、誰でも手軽に相談ができ、必要な時に適切なサービスが利用できるよう、支援体制を一層充実・強化することが必要となっています。

具体的目標1 情報提供・相談対応の充実と福祉サービス利用支援

【推進項目】

- 1 相談窓口の整備及び相談員の技能向上
- 2 福祉サービス情報の発信
- 3 地域・行政・専門機関のネットワーク化
- 4 支援を必要とする人の早期発見・早期支援

【具体的取組み】

- ① 民生委員・児童委員、関係機関等の連携のもと、身近に相談できる窓口づくりと相談を受ける側の技能向上による相談機能の充実に努めるとともに、相談窓口のPRを行います。
- ② 小地域ネットワークを活用し、福祉サービスなどについて、速やかで分かりやすい情報の提供に努めると共に、災害時における情報提供の仕組みづくりに努めます。
- ③ 地域の中で活動する個人や自治会等の団体、行政、社会福祉協議会等の専門機関、福祉サービス事業者等のネットワークの構築により、福祉サービスの適切な利用を支援します。
- ④ 民生委員・児童委員や関係機関等との連携と各ネットワークの活用により、見守りや支援を必要とする人の早期把握と情報の適正管理に努め、継続的な見守りの実施と福祉制度等の利用により、自立した暮らしの回復を目指します。

<主な取組み・事業>

（震災関連事業については●印）

No.	取組み・事業名	事業概要
1	地域包括支援センター事業 【市地域包括支援センター・社会福祉協議会】	高齢者の生活を支援するため、介護予防や相談窓口などの業務を実施する。
2	生活相談事業 【社会福祉協議会】	広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言を行う。
3	障害者相談支援事業 【社会福祉事務所】	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、障害者の生活を支援する。
4	障害者相談員事業 【社会福祉事務所】	障害者の福祉の向上を図るため、障害者相談員を委嘱し、障害がある方の各種相談に応じる。

具体的目標2 良質な福祉サービスの確保と選択できる環境整備

【推進項目】

- 1 福祉サービスの満足度向上
- 2 [※]苦情解決制度の広報・啓発
- 3 福祉サービス評価制度導入と質の向上

【具体的取り組み】

- ① 多様なサービス主体の参入を促進し、利用者の選択の幅を広げるとともに、事業者等には関係法令を遵守した事業運営が行われるよう促します。
- ② 利用者の声が反映できる苦情解決の仕組みを周知するとともに、サービス利用満足度等の調査を実施します。
- ③ 事業所において、苦情・要望への対応に差異が生じないように、事例・情報の共有化を図る仕組みづくりを促進します。
- ④ [※]自己評価の実施と併せて[※]第三者評価の導入を推進し、サービスの質の向上を図り、良質で適切なサービスの提供を促します。

＜参考＞

- ・ 苦情解決制度とは、平成12年5月の社会福祉法の改正により、利用者の立場や意見を擁護する仕組みが盛り込まれ、すべての社会福祉事業者が苦情解決の仕組みに取り組むことを規定した制度。
- ・ 自己評価とは、介護保険などのサービス提供事業者が、提供しているサービスの内容や質を評価・点検しながら改善を図ること。
- ・ 第三者評価とは、福祉サービス事業者の提供するサービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な立場から評価する制度。

＜主な取り組み・事業＞

（震災関連事業については●印）

No.	取り組み・事業名	事業概要
1	福祉第三者評価事業の実施 【県社会福祉協議会】	社会福祉施設が提供している福祉サービスの質を、公正で中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する。
2	苦情解決体制の確立 【社会福祉事務所・社会福祉事業者】	福祉サービスに関する苦情解決の仕組みを構築し、サービスを受ける側に対し周知する。
3	社会福祉法人指導監査 【社会福祉事務所】	社会福祉法人に対し、運営管理・財務状況等を監査し、社会福祉法人の健全な運営による適切な福祉サービスの提供に資する。

具体的目標3 人権尊重と権利擁護

【推進項目】

- 1 人権尊重の啓発
- 2 [※]権利擁護制度等の啓発
- 3 虐待防止体制の充実

【具体的取り組み】

- ① 人権啓発事業を行い、人権に対する意識啓発を図ります。
- ② [※]成年後見制度や[※]日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、特に利用が必要と思われるサービス利用者に対しては、サービス提供事業所や関係機関等と連携して制度利用を促します。
- ③ 虐待に関する相談窓口を広く周知するとともに、地域住民や団体等への積極的な情報提供の呼掛けにより、情報収集と早期発見に努め、関係機関等と連携して、乳幼児から高齢者までの虐待防止体制の充実を図ります。

<参考>

- ・権利擁護とは、障害者や認知症の高齢者など、自己の権利を表明する困難な者に代わって、代理人が権利を表明すること。
- ・成年後見制度とは、認知症、知的障害などの理由で判断能力が不十分な方に代わり、契約締結などの法律行為を行ったり、不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護、支援する制度。法定後見人制度と任意後見制度の2つに区分され、さらに法定後見制度は「後見」「補佐」「補助」の3つに区分され、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選択できるようになっている。
- ・日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、日常の金銭管理の支援、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

<主な取り組み・事業>

(震災関連事業については●印)

No.	取り組み・事業名	事業概要
1	相談員向け講座開催 【地域づくり推進課】	相談員の技術向上に有効な講座を開催し、民生委員・児童委員や関係機関、その他関心のある一般の方に参加していただくことにより、より身近に相談できる地域づくりを目指す。
2	権利擁護研修会 【地域包括支援センター】	権利擁護（高齢者虐待防止・成年後見等・消費者被害）に関する研修会を開催することにより啓発を行う。
3	成年後見制度利用支援事業 【地域包括支援センター・社会福祉事務所】	成年後見制度利用相談・支援及び後見等市長申立、後見等報酬費用助成を行う。
4	高齢者虐待相談窓口 【地域包括支援センター】	高齢者虐待に関する通報、相談を受け、警察等関係機関連携のもと対応支援する。
5	男女共生参画社会の確立 【地域づくり推進課】	男女共生社会づくり学習会の開催及びDV相談の実施。
6	家庭児童相談員設置事業 【社会福祉事務所】	相談業務を実施するため、相談員を設置。
7	児童虐待及び配偶者等からの暴力被害防止連絡協議会 【社会福祉事務所】	児童に対する虐待及び配偶者等からのDV被害の防止、早期発見等に対応するため、協議会を設置し関係機関の連携・協力を図る。
8	気仙沼・南三陸地域福祉サポートセンター（呼称：まもりーぶ気仙沼・南三陸）による日常生活自立支援事業 【市社会福祉協議会】	市社会福祉協議会が運営する「気仙沼・南三陸地域福祉サポートセンター（呼称：まもりーぶ気仙沼・南三陸）」において、認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が十分でない方が地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスなどを行う。
9	障害者虐待防止センターの設置 【社会福祉事務所】	障害者虐待に関する通報、相談を受け、警察等関係機関連携のもと対応支援する。
10	障害者地域自立支援協議会権利擁護事業 【社会福祉事務所】	障害者虐待防止に向けた体制づくりに関する協議を行うとともに、関係機関との連携強化を図る。

第 5 章

地域福祉活動計画の目標と推進方法

<気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画の体系図>

★
基本理念

地域でみんながふれあい支えあって

自分らしく安心して暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標Ⅰ

地域で支えあい助けあうまちづくり

<具体的目標> <推進項目>

1 福祉を担うひとづくり

- ① 福祉の心を育む福祉教育の推進
- ② 地域福祉学習の推進
- ③ 地域福祉活動推進者の育成
- ④ ボランティア学習の推進

2 支えあう地域づくり

- ① 東日本大震災からの市民の新たな支えあいの地域づくりを支援
- ② 地域福祉活動圏域の設定とその中核組織としての地区社会福祉協議会の強化
- ③ 福祉コミュニティの再構築や活性化の推進
- ④ 地域福祉活動リーダーの養成
- ⑤ 支えあいのネットワークづくり

3 ボランティア・市民活動団体等の支援

- ① ボランティアセンター機能の充実強化
- ② 個人ボランティアやボランティアグループの活動促進
- ③ 災害ボランティアコーディネーター等の養成
- ④ 各種広報による活動紹介や仲間づくりの促進

基本目標Ⅱ

みんながふれあい住みよいまちづくり

1 地域における交流機会の拡大

- ① 誰でも気軽に交流できる場づくり
- ② 多様な学習会・研修会等の開催と周知方法の充実
- ③ 地域の社会資源と連携した交流の場づくり

2 地域で支えあう手づくり福祉サービスの充実

- ① 小地域ネットワークを活用した福祉サービスの創出と利用の促進
- ② 地域と連携した子育て支援
- ③ 住民参加によるモデル事業の推進
- ④ 災害時等支援体制の整備

3 心が通う住みよいまちづくり

- ① 社会参加の促進
- ② 介護予防の取り組み
- ③ 誰もが利用しやすい店づくりの支援
- ④ 商店や事業所等の地域活動参加の促進

基本目標Ⅲ

自分らしく安心して暮らせるまちづくり

1 情報提供・相談対応の充実と福祉サービス利用支援

- ① 相談窓口やサービスの広報・啓発
- ② 身近に相談できる窓口整備と情報の共有
- ③ 気軽に相談できる場を活用した生活課題の早期把握と早期支援につなげる仕組みづくり

2 良質な福祉サービスの確保と選択できる環境整備

- ① サービスの改善・開発・提案の仕組みづくり
- ② 苦情解決制度の広報・啓発
- ③ 当事者にあった福祉サービスの選択

3 人権尊重と権利擁護

- ① 虐待防止等の権利擁護についての啓発
- ② 日常生活自立支援事業と成年後見制度の啓発・仕組みづくり

基本目標Ⅰ 地域で支えあい助けあうまちづくり

具体的目標１ 福祉を担うひとづくり

(現状・課題)

少子高齢化や若い世代の都市部への流出、また、核家族の増加などにより、身近な地域での相互扶助機能等が薄らいできており、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題も増加していることから、これまで以上に、地域の中でお互いに尊重しあい支えあうことが求められています。

このような時に、東日本大震災直後から、被災者同士や地域の人々が励ましあい助けあったこと、そして多くのボランティアの支援活動は、人を思いやり助け合うという地域福祉の原点として、子供や高齢者を問わずに多くの市民が身近なものとして感受しました。

このことを忘れず大切に、地域に暮らす一員としてより多くの方々が、福祉に対する関心を持ち、理解を深め、積極的に地域福祉活動に参画し、福祉のまちづくりを推進することが大切です。

<参考>

- ・相互扶助機能とは、地域社会などにおいて問題が生じた場合に、その地域社会や集団の中でお互いに助け合い、援助し合うことを言います。

【推進項目と具体的取り組み】

１ 福祉の心を育む福祉教育の推進

- ・心豊かな幼児の育成を目的とした市民活動を支援します。
- ・子供の頃からの住民同士の挨拶や声がけの習慣は、地域の中の一員としての自覚形成に欠かせません。地域住民同士の挨拶や声がけを呼び掛けます。
- ・将来地域を支える小・中・高校生を対象にしたボランティアスクールを開催し、[※]キャップハンディ体験や、高齢者や障がいのある方とのふれあいを通して、福祉の心を持つ人づくりを進めます。
- ・福祉教育を支援するボランティアの育成と資質向上のための講習会を開催します。

<事例>

震災前から地区民生委員児童委員協議会では、「幼児や児童に、質の良い本物を見せたい。」と、人形劇や影絵等の劇団を招致開催する活動を行っています。また、民生委員活動費から幼児や児童向けの図書を少しずつ買い揃え、仮設の交流集会所に児童文庫コーナーを設け、地元の子供たちに開放しています。

<参考>

- ・キャップハンディ体験とは、「ハンディ・キャップ（不利な条件）」の前後を入れ替えて作られた言葉で、ハンディのある人たちの立場に立って、気づいたこと、感じたこと、考えたことを大切に、ハンディのある人たちを正しく理解するための疑似体験のことです。

2 地域福祉学習の推進

- ・地区社会福祉協議会と連携し、生涯を通じて、また各世代が参加できる地域での福祉学習会を開催し、地域福祉活動のきっかけづくりや活性化に努めます。
- ・地域で福祉まつり等を開催し、住民自らが参加や参画をしていくことで、地域福祉への理解を深めるとともに「あらゆる人を地域社会の構成員として包み支えあう地域社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」を推進します。

3 [※]地域福祉活動推進者の育成

- ・地域福祉活動推進者育成研修やスキルアップ研修を実施し、それぞれの地域に根ざした地域福祉を推進する人材を育成し、活動の広がりを目指します。

<参考>

- ・地域福祉活動推進者とは、何らかの支援を必要とする人たちの見守り、声かけ、手助け等の助け合いや、地域社会の共通問題の解決に向けた活動をはじめ、住民参加型の在宅福祉サービス、ボランティア活動等、それぞれの地域に根ざした地域福祉を推進する人を言います。

4 ボランティア学習の推進

- ・ボランティア体験学習会を開催し、地域課題への「気づき」や、支援を必要とする人々と同じ目線で考える機会づくりを推進し、地域福祉の担い手の発掘や育成を図ります。

具体的目標2 支えあう地域づくり

（現状・課題）

世帯や人口の減少、個人主義的傾向などで住民相互の社会のつながりが希薄化し、[※]地域のコミュニティ機能が弱まってきています。特に若い世代の組織への疎遠化傾向もあり、自治会の弱体化が懸念されます。

さらに、東日本大震災は、地域そのものを破壊し、被災者の新たな住まいへの移動や新たなコミュニティへの加入を余儀なくしています。

被災者だけでなく誰もが地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、地域全体での新たな支えあいへの取り組みが必要になってきています。

また、一人暮らしや高齢者のみの世帯、日中一人暮らし高齢者、子育てに不安を持つ親、引きこもりなど、地域にはさまざまな支援を必要としている人たちが増えてきています。

このような支援が必要な方々に対しては、孤立化による[※]社会的排除を回避するために、近隣者による小地域での日常生活の援助や、関係機関等と連携した援助などの重層的に支えあうネットワークづくりが必要となります。

<参考>

- ・地域コミュニティとは、地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わりながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を言います。
- ・社会的排除とは、何らかの原因で個人または集団が社会から排除されている状態のことです。

【推進項目と具体的取り組み】

1 東日本大震災からの市民の新たな支えあいの地域づくりを支援

- ・震災からの復興に向けて、ともに生活する地域の一員として、身近な地域をより住みやすくするために、地域住民自らの手で、身近な地域の不安や課題を解決する仕組みづくりや拠点整備をし、気仙沼市との協働による地域づくりを進めます。

- ・[※]地域福祉コーディネーターを配置し、市民の新たな地域づくりや地域福祉活動へ総合的な支援をします。

＜参考＞

- ・地域福祉コーディネーターとは、関係機関・団体等と連携・協働した取り組みなど地域福祉推進のキーパーソンとしての役割を担う人を言います。

2 地域福祉活動圏域の設定とその中核組織としての地区社会福祉協議会の強化

- ・地区社会福祉協議会主催の定期的な地区住民懇談会を開催し、社会福祉協議会職員も積極的に参加し、地域の生活者からの課題をもとに福祉ニーズの把握に努めます。

- ・地区社会福祉協議会の範囲を[※]「地域福祉活動圏域」として設定し、その中核となる地区社会福祉協議会の組織を強化します。また、地区社会福祉協議会で策定している年間活動計画に加え、さらに地域の課題解決に向けた活動指針となる中期的計画の策定を進めます。

＜参考＞

- ・地域福祉活動圏域とは、地域福祉活動が、地域に生活する住民しか見えない生活課題や、身近でなければ早期発見しにくい課題に取り組むことになるため、自ずとそのような課題が見えるような小さな圏域を言います。

3 [※]福祉コミュニティの再構築や活性化の推進

- ・住民懇談会を開催し、住民同士が地域の生活課題に対する問題意識を共有し、解決するために協働し、必要な住民情報を共有することで、地域住民のつながりを強化します。

- ・世代を超えたさまざまな住民の交流の場づくりを協働して企画・運営し、地域の一員としての共同意識の高揚を促進します。

＜参考＞

- ・福祉コミュニティとは、地域住民が地域内の福祉について主体的な関心を持ち、自らの積極的な参加により、援助を必要とする人々に対して福祉サービスを提供する地域共同体を言います。

4 地域福祉活動リーダーの養成

- ・地域内でのステップアップ講座やボランティア養成講座を開催し、地域福祉推進の核となる人材育成を働きかけていきます。

- ・地区社会福祉協議会単位での地域福祉活動推進リーダー育成講座を開催します。

- ・圏域で行われるボランティアや市民活動団体や老人クラブ等を対象とした、リーダー

研修会の参加を支援します。

5 支えあいのネットワークづくり

- ・支援が必要な方々への隣近所での日常的な見守りや声がけ、寄り合いへの誘いあいなど、小地域での交流を通して問題の早期発見や孤立を防止する小地域福祉活動を促進するための、その地域ならではの[※]小地域福祉ネットワークづくりを推進します。
- ・ネットワーク協力員等の関係者の連絡会を定期的開催し、情報交換や連携づくりを支援し、互いに協力し助け合う活動を推進します。また、養成講習やステップアップ研修会を開催します。
- ・支援が必要な高齢者のために、[※]地域包括支援センターを中心とした[※]地域包括ケアシステムを推進し、地域の実情に応じた、行政機関、医療機関、介護サービス事業者、地域の利用者やその家族、地域住民、職能団体、民生委員児童委員、介護相談員及び社会福祉協議会等の関係団体等によって構成される「人的資源」からなる地域包括支援ネットワークを構築します。
- ・地域内の課題に迅速かつ的確に対処するために、地区社会福祉協議会の範囲での地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会、自治会などの地域組織や、学校・PTA、行政や関係機関との連携による地域福祉ネットワーク組織づくりを推進します。
- ・地区社会福祉協議会単位の地域福祉コーディネーターの配置を促進します。

<参考>

- ・小地域福祉ネットワークとは、ひとり暮らし高齢者、寝たきりや認知症高齢者の介護者、重度の障害のある方、子どもの養育で悩んでいるひとり親世帯など、援助が必要な世帯に対し、近隣者などが安否確認の届けや日常生活援助(買物、ゴミだし、掃除)などを行うものです。
- ・地域包括支援センターとは、平成17年の介護保険法の改正に伴い制定された、地域住民の保健、福祉、医療の向上、虐待防止、介護予防等様々な課題に対して、総合的なマネジメントを行う機関です。社会福祉士やケアマネジャー、保健師等が所属し、専門性を生かしてお互いに連携をとりながら支援を行います。
- ・地域包括ケアシステムとは、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを分断して提供するのではなく、すべてを一体として考え、利用者のニーズに併せて、切れ目のない支援をするため日常生活圏内でトータルに提供するための体制を言います。

具体的目標3 ボランティア・市民活動団体等の支援

(現状・課題)

ボランティアグループなどの市民活動団体や個人ボランティアなど多様な形態でボランティア活動は行われ、その活動範囲も幅広いものとなっています。

特に東日本大震災直後からの多くの様々なボランティアは、より身近な存在となりました。

この体験を生かし地域にとって新たな支えあいの担い手となるボランティアや市民活動団体等へのより一層の支援や育成により、地域福祉活動の活性化を図ることが求められています。

＜参考＞

- ・市民活動団体とは、地域住民が主体となり、営利を目的としない活動をしている団体。
（例：ボランティアグループ、NPO 法人、サークルなど）。NPO という表現を用いることもあります。

【推進項目と具体的取り組み】

1 [※] ボランティアセンター機能の充実強化

- ・ボランティア活動をしたいという思いを持っている方々に積極的に働きかけ、ボランティアが必要なとき必要な人にボランティア活動が実施されるように、ボランティアの育成、相談、援助、組織化、活動の調整、情報提供の充実を図ります。特に安心して活動に参加できる体制の整備と要支援者との調整機能の強化に努めます。また、ボランティア団体間だけでなく、NPOや自治会等とのネットワークづくりを進めます。
- ・ボランティアが気軽に集い、情報の共有や活動のための作業が円滑に行われるように、地区社会福祉協議会単位での拠点の確保（ボランティアサブセンター設置）や[※] ボランティアコーディネーターの配置に努めます。
- ・気仙沼市民活動支援センターと連携し、ボランティアへの情報提供や共同事業の開発などの機能強化を図ります。

＜参考＞

- ・ボランティアセンターは、地域住民のボランティア活動の推進と支援の拠点として気仙沼市社会福祉協議会内に設置しています。センターの機能として、活動の機会、学習の機会の提供、活動する市民への支援、総合推進・連絡調整、活動基盤の整備などがあります。
- ・ボランティアコーディネーターとは、ボランティア活動を行いたい人と、ボランティア活動の支援を求めたい人とを結びつけ、調整する人又はその立場のことです。行政、住民、ボランティア団体、企業などとの連絡調整やボランティアニーズの発掘、ボランティア活動に関する情報提供、研修会や講座の企画・実施など幅広く活動します。

2 個人ボランティアやボランティアグループの活動促進

- ・個人ボランティア、ボランティアグループ対象の交流会・研修会を開催し、お互いの情報を共有し活動のつながりが持てるよう支援します。
- ・気仙沼市ボランティア連絡会の組織強化とボランティア活動の裾野を拡げることへ支援していきます。

3 災害ボランティアコーディネーター等の養成

- ・多様な被災者ニーズとボランティア活動者とのマッチングが円滑に出来るように、機能を強化します。
- ・災害発生時に速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げ、個々の被災者ニーズに応じたきめ細やかな支援が行えるように、[※] 災害ボランティアコーディネーターを養成します。
- ・地元の災害ボランティアの確保のために、防災訓練等を通じて、平時からの育成や養成を行います。

＜参考＞

- ・災害ボランティアセンターとは、災害発生時のボランティア活動を効率的・効果的に推進するために、総合的な調整を行う目的で開設される組織です。ボランティアの募集・受入れや情報提供・派遣調整、関係団体・災害対策本部との連絡調整等の様々な活動を行います。
- ・災害ボランティアコーディネーターとは、災害ボランティアセンターにおいて、被災者の要望にあわせて、災害ボランティア活動希望者の派遣調整を行う人材を言います。

4 各種広報による活動の紹介や仲間づくりの促進

- ・各種団体や地域活動の状況、ボランティア活動のお知らせ等について、社協だより「ボランティアページ」の内容を充実させ、かつ分かりやすい情報の提供に努めます。
- ・気仙沼市社会福祉協議会ホームページに「ボランティアコーナー」を開設し、必要な情報を迅速に提供します。

基本目標Ⅱ みんながふれあい住みよいまちづくり

〔具体的目標1〕 地域における交流機会の拡大

（現状・課題）

近年、急激な少子・高齢化や核家族の進行、単身世帯の増加などにより、生活のサイクルも様々になりました。同時に個人の価値観も多様化するなかで、地域のつながりが薄くなってきております。このような中、東日本大震災により従来の地域を離れ、慣れない土地での仮設住宅や[※]みなし仮設住宅等での暮らし、または自宅再建等による新たな地域での生活により、人や地域との交流が乏しくなり、孤立する方が増えることが心配されています。

一方で、仮設団地集会場や地域・仮設商店街等のスペースを活かして、企業・団体・個人等のつながりによる住民交流の機会も新たに展開されております。

今後は、誰もが地域でいきいきと暮らすことができるよう、様々な交流の場が住民主体や支援者との協働のもと広がりを見せ、住民同志が身近な地域で声をかけあい、笑いあいながら、気軽に参加できるような交流機会の拡大がより必要です。

＜参考＞

・みなし仮設とは、住居を失った被災者が、民間事業者の賃貸住宅を仮の住まいとして入居した場合に、その賃貸住宅を国や自治体が仮設住宅と同様にみなしたものです。

【推進項目と具体的取り組み】

1 誰でも気軽に交流できる場づくり

- ・普段から声をかけ合える関係づくりを進めます。
- ・被災の有無にかかわらず、その地域に暮らす住民同士が誘い合って地域行事に参加するよう働きかけます。
- ・子どもから高齢者、障害の有無等に関わらず、誰もが参加できる交流の場づくりを進めます。
- ・地域のお世話役やボランティアリーダーの育成など、主体的に継続した活動ができるよう支援します。

2 多様な学習会・研修会等の開催と周知方法の充実

- ・障害の有無、年齢、性別、国籍の違いにとらわれない、誰もが参加しやすい魅力ある学習会・研修会等の開催に努めます。
- ・子育て世代、団塊世代、高齢世代など、年代や置かれている環境などそれぞれの対象に合わせた学習会・研修会等の場づくりに努めます。
- ・地域内で開催する学習会・研修会等への講師を紹介し、地域住民による主体的な開催を支援します。
- ・公共施設へのチラシ設置や回覧板、商店街でのポスター掲示等の協力を得て、学習会・研修会等の周知を進めます。

- ・気仙沼市協ホームページや携帯電話の機能を利用するなど、年代に合わせた周知方法を工夫します。

3 地域の社会資源と連携した交流の場づくり

- ・自治会や地元商店街、関係機関等と連携し、空き店舗や交流スペース、公共施設ならびに福祉施設などの地域の社会資源を有効に活用した交流の場づくりに向け、活動事例や各種助成金などの情報提供や人材の紹介・調整などの支援をします。

【具体的目標2】 地域で支えあう手づくり福祉サービスの充実

（現状・課題）

地域には、孤独になりがちな一人暮らしの高齢者世帯、病弱な高齢者のみの世帯、重度の障がいのある方、寝たきりや認知症の介護をしている世帯、子どもの養育に悩んでいる世帯、ひきこもりなど多様な福祉課題を抱えている世帯が増加しています。さらに、東日本大震災以降これまでの地域のつながりが崩壊し生活様式が大きく変化した中で、これまで以上に日常生活上での課題や不安を抱える方も増えてきました。

このような日常的に多様な課題は、福祉制度など公のサービスだけで解決できる問題ではなく、住民同志の助け合いや日常的な「こころのつながり」など、地域における様々な形での支援が必要になります。地域の方々と自治会、社会福祉協議会、ボランティア団体、行政等が協働して作りあげる、その地域にあった相互支援体制づくりが求められてきています。

【推進項目と具体的取り組み】

1 小地域福祉ネットワークを活用した福祉サービスの創出と利用の促進

- ・小地域福祉ネットワークを活用し、障害者世帯、高齢者世帯の買い物等、必要に応じて日常的な支援ができるよう推進します。また、[※]「あんしんカード」の整備を図り、緊急時に対応できるような体制を強化します。
- ・地域で要支援者を重層的に見守るために、乳酸菌・牛乳・新聞配達等の各種業者と連携し、地域の実情に合わせた福祉サービスを創出します。

＜参考＞

- ・あんしんカードとは、気仙沼市社会福祉協議会が作成し配布する、緊急時の連絡先やかかりつけの病（医）院、関係機関等を記入したカードです。

2 地域と連携した子育て支援

- ・子育て世代が地域の一員として安心した生活が送れるような環境づくりを進めます。
- ・子育て支援ボランティアを育成・支援し、子育て世代が社会参加しやすい環境づくりに努めます。
- ・民生委員・児童委員や老人クラブ会員等、子育て経験者などを巻き込んだ子育て事業を積極的に支援します。

- ・子どもの通学路の見守りなど、安全安心な地域づくり活動を支援します。

3 住民参加によるモデル事業の推進

- ・地区社会福祉協議会活動が強化されるよう情報提供や情報交換の場を増やします。
- ・地域における住民懇談会等を開催し、地域の課題把握に努め、必要とされる新たな事業について検討します。
- ・地域課題に対する相互支援の手づくり福祉サービスを具体化し普及させるため、先進的な活動事例をモデル事業として推奨し、住民参加による相互支援の広がりを図ります。

4 災害時等支援体制の整備

- ・日常的な見守り活動や助け合い活動を推進し、要支援者となりうる方々を災害や犯罪から守る取り組みを強化します。
- ・災害時に要支援者となりうる方の支援に向けて、各関係者・機関が連携し情報の共有に努めます。
- ・防災を切り口とした地域づくりに向けた学習の場を行政等関係機関と協働して企画・提供します。
- ・災害時に地域や社会福祉協議会、行政等の役割分担により迅速で的確な対応ができるよう防災訓練や災害ボランティアセンター設置運営訓練などの実施を通し、関係機関とのネットワークの構築に努めます。

【具体的目標3】 心が通う住みよいまちづくり

（現状・課題）

いつまでも安心して、健康に暮らせることは誰もが願うものです。身体が弱くなったり、悩みがあると不安になり、あきらめがちになるものです。しかし、外に出かけ人と会い交流をすることにより、気持ちが前向きになり、寝たきりや認知症、ひきこもりの予防にもつながります。

そのためには、社会参加により自らの役割や生きがいを見つけ、明るく自立した心豊かな生活をおくれるような取り組みや、公共機関や地域の商店・事業所等などの理解と協力のもとに、誰もが外出しやすい環境をつくる配慮が求められています。

東日本大震災後は市外の企業からも特徴や強みをいかした多大な支援をいただきました。今後は地域と地元企業がともに復興を目指し、一丸となって取り組む新しい福祉のまちづくりの形が期待されます。

【推進項目と具体的取り組み】

1 社会参加の促進

- ・だれにでも分かりやすい広報紙の発行や情報の提供・発信に努めます。

- ・障害の有無，年齢，性別，国籍の違いにとらわれない自主活動の支援に努めます。
- ・ボランティア活動や趣味活動などの学習・研修会等開催とPR活動に努めます。
- ・各種福祉団体や地域との連携を推進し，社会活動へ参加する機会を増やして孤立を防ぎます。
- ・障害や認知症などについて正しく理解する学習の機会を設けます。
- ・障害のある方々の外出を支援する各種福祉サービスの周知を図ります。
- ・要支援者の社会参加について，関係機関等の意見交換の場を設け，情報を共有し連携した取り組みを進めます。

2 介護予防の取り組み

- ・ミニデイサービス等の充実を進め，仲間づくりや介護予防の意識を高めます。
- ・身近なグループ等で実施する介護予防に関する事業等へ，情報や講師調整などの支援をします。
- ・高年期の活動が活発に行われるよう，仲間づくりの支援を行います。
- ・高齢者が自立した生活を維持できるよう，社会活動へ参加する機会を増やします。

3 誰もが利用しやすい店づくりの支援

- ・関係機関・団体との連携により，[※]身体障害補助犬が利用できる店づくり，[※]高齢者・障害者の駐車スペースの適正利用，[※]点字ブロック等の適切な利用，聴覚障害者とのコミュニケーションの方法など啓発活動を進め，[※]心のバリアフリーを始めとする様々な[※]バリアフリーへの理解を推進します。
- ・高齢者や障害のある方，子育て中の方と専門機関等との意見交換等の場を設定し，誰もが利用しやすい店づくりや環境づくりについて考える機会を設けます。

＜参考＞

- ・身体障害者補助犬とは，以下の盲導犬，介助犬，聴導犬を言います。
 盲導犬：視覚障害のある方を安全に誘導する犬。
 介助犬：四肢に障害のある方のために，動作介助をする犬。
 聴導犬：聴覚障害のある方のために，耳の代わりとなる犬。
 （目覚まし時計の音。やかんの沸騰音。チャイム等）
- ・高齢者・障害者駐車スペースとは，高齢者や障害のある方が移動しやすいように，また，安全にも配慮し，店舗の出入口付近に設けられている専用駐車区域です。
- ・点字ブロックとは，視覚障害のある方が安心して歩行できるように，交差点や建物の入り口などに設置されている誘導ブロックを言います。
- ・「バリアフリー」とは，もともとは障害などのある人が社会生活をしていく上で，「バリア（障壁）」となるものを「フリー（除く）」にするという物理的な障壁の除去という意味の建築用語。現在では，障害のある人だけでなく，全ての人の社会参加を困難にしている全ての分野での障壁の除去という意味で用いられています。
- ・「心のバリアフリー」とは，偏見や固定観念など私たちの心の中に潜む目に見えない壁をなくし，年齢・性別・障害・国籍の違いに関わらず，誰もが住みやすい真のバリアフリー社会の実現を目指すものです。

4 商店や事業所等の地域活動参加の促進

- 物づくりなどの技術や特質・立地条件など，商店や事業所・企業などそれぞれの利点を生かした地域への社会貢献活動を支援し，様々な形態での地域活動を進めます。
- 商店や事業所等の地域活動について随時援助協力を行い，幅広いボランティア活動の提案に努めます。

基本目標Ⅲ 自分らしく安心して暮らせるまちづくり

具体的目標 1 情報提供・相談対応の充実と福祉サービス利用支援

（現状・課題）

世帯や個人を取り巻く生活環境が常に変化し続けるなか、生活する上でなんらかの支援を必要としている方のニーズや生活課題も多種多様化してきました。さらに、東日本大震災以降、生活環境の変化等により、住民の生活課題がより顕在化し、複雑多岐にわたっています。

誰もが、必要なときに適切な福祉サービスを利用するため、また、生活課題を改善していくため、身近に相談できる窓口の整備とともに、その周知が大切です。

このことから、今後は、地域における身近な情報交換の場や、相談員・相談窓口の整備や福祉サービス情報提供の仕組みづくりが必要です。

【推進項目と具体的取組み】

1 相談窓口やサービスの広報・啓発

- ・広報紙やホームページ、相談機関一覧表などを有効に活用し、相談窓口や福祉サービスについて、わかりやすく広報・啓発することに努めます。
- ・地区社会福祉協議会、地区ボランティアクラブ、民生委員児童委員や福祉相談員、福祉協力員などの社会資源を通して、必要な情報を届けられるような仕組みをつくり、福祉サービスの利用につなげていきます。
- ・総合相談窓口的な機能を果たせるよう、社会福祉協議会の各種相談窓口と関係機関とのネットワークの整備に努めます。

2 身近に相談できる窓口整備と情報の共有

- ・民生委員児童委員、福祉相談員などが相談窓口としての機能を果たせるよう、最新の福祉情報提供などの活動支援を行います。
- ・地域で誰もが気軽に安心して、相談できる人材の育成に努めます。

3 気軽に相談できる場を活用した生活課題の早期把握と早期支援につなげる仕組みづくり

- ・地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会と近隣住民による小地域福祉ネットワークや、自治会、ボランティアグループ、復興支援団体などによるミニデイサービス、交流会等の場を活用して、住民・参加者同士で地域の生活課題について気軽に話し合い、その声を福祉ニーズとして捉え、必要に応じ相談機関への情報提供や、福祉サービスの利用支援につながるよう支援します。

- ※ 小地域福祉ネットワーク活動推進会議や小地域福祉ネットワーク活動連絡会議などを

活用し、住民、社会福祉協議会、関係機関が福祉ニーズや利用者の声を、早期に把握・支援できる仕組みづくりを推進します。

＜参考＞

- ・小地域福祉ネットワーク活動推進会議とは、気仙沼市社会福祉協議会が小地域福祉ネットワーク活動の具体的、実践的な推進を図るために設置するものであり、小地域福祉ネットワーク活動連絡会議とは、必要に応じて地区ごとに設置するものを言います。

具体的目標２ 良質な福祉サービスの確保と選択できる環境整備

（現状・課題）

一人ひとりにあった福祉サービスを利用するためには、選択できる多くの福祉サービスが必要です。また、サービス利用の満足度を向上させるためには、提供されるサービスの質が求められます。

福祉サービスの利用者は、単にサービスを提供される受け身の立場だけでなく、良質なサービスを創り・育てる役目も担っていることから、サービスの苦情解決の仕組みの周知や苦情や提案を話しやすい環境の整備が必要です。

一方、サービスを提供する側にあっては、利用者のニーズを的確に捉えたサービスメニューの創出や自らサービスの質を高める取り組みが必要です。

【推進項目と具体的取組み】

１ サービスの改善・開発・提案の仕組みづくり

- ・小地域福祉ネットワークや[※]ミニデイサービスなどの交流事業のなかで、福祉サービスについて話し合い、より良い福祉サービスや事業につなげられる環境づくりに努めます。
- ・アンケート調査等により事業を評価することで、改善や新たな福祉サービスの開発にむけた取り組みを推進します。
- ・苦情の本質を考え、より良い福祉サービスが提供できるよう努めます。
- ・苦情を共有し、事例研究等を通して、苦情解決のスキルアップを図るとともに、適切な運営とサービス水準の向上に努めます。

＜参考＞

- ・ミニデイサービス事業とは、介護保険を利用していない65歳以上の方を対象にする生きがいづくりを目的としたデイサービスです。健康運動指導士による運動指導や手芸を行ったりなど、日々の暮らしに楽しさを取り入れてもらえるような内容を行っています。

２ 苦情解決制度の広報・啓発

- ・社協だより、ホームページ、ポスター等の具体的な方法による苦情解決の仕組みについて周知・啓発します。

＜参考＞

- ・苦情解決制度とは、平成１２年５月の社会福祉法の改正により、利用者の立場や意見を擁護する仕組みが盛り込まれ、すべての社会福祉事業者が苦情解決の仕組みに取り組むことを規定した制度です。

３ 当事者にあった福祉サービスの選択

- ・サービス提供法人・事業者らが公表した自己評価[※]や第三者評価[※]、「介護サービス情報の公表」[※]などの情報が得られ、その結果が活用できる仕組みづくりに努めます。

＜参考＞

- ・自己評価とは、介護保険などのサービス提供事業者が、提供しているサービスの内容や質を評価・点検しながら改善を図ることを言います。
- ・第三者評価とは、福祉サービス事業者の提供するサービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な立場から評価する制度です。
- ・介護サービス情報の公表とは、介護保険に基づき平成１８年４月からスタートした制度で利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供する仕組みです。

具体的目標３ 人権尊重と権利擁護

（現状・課題）

すべての市民の人権が尊重され、自分らしく生きる権利が保障されるまちづくりが必要です。

何らかの支援が必要になり、様々な福祉サービスを受ける場合であっても、個人の尊厳は守られなければなりません。

判断能力が不十分であっても、適切な福祉サービスの利用で、住み慣れた地域で安心して暮らしていける仕組みづくりが必要です。

また、増加傾向にある高齢者や障害者、児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）[※]については、防止に向けた広報や啓発とともに体制の整備が必要です。

＜参考＞

- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や同居している恋人など、日常を共にする相手から受ける暴力行為を言います。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性行為の強要、物の破壊なども含みます。多くは、男性から女性へのものを言います。

【推進項目と具体的取組み】

１ 虐待防止等の権利擁護についての啓発

- ・児童、障害のある方、高齢者など、すべての人の権利擁護について広報・啓発を推進します。
- ・住民が権利擁護を考え理解を深めることができる研修会を開催します。
- ・人権擁護委員協議会[※]をはじめとする関係機関等との連携を強化します。

- ・虐待防止を進めるために、関係機関との連携や、市民の役割について広報・啓発します。

＜参考＞

- ・人権擁護委員協議会とは、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、基本的人権を侵害されないように、法務局と連携・協力し人権問題の様々な相談に応じたり人権擁護の啓発活動等を行う機関を言います。

2 [※]日常生活自立支援事業と成年後見制度の啓発・仕組みづくり

- ・判断能力が十分でない方の権利を擁護するため、日常生活自立支援事業と成年後見制度を一体として事業を展開できる体制を整備することに努めます。
- ・日常生活自立支援事業の円滑な実施に向けた体制整備を行いながら、住民が事業に対する理解を深めることができるように周知を図ります。
- ・成年後見制度について、住民への制度理解を深めるための広報活動を充実させるとともに、成年後見制度サポート連絡協議会等との情報共有や連携を図り、制度の利用支援に努めます。

＜参考＞

- ・日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。
- ・成年後見制度とは、認知症、知的障害などの理由で判断能力が不十分な方に代わり、契約締結などの法律行為を行ったり、不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護、支援する制度です。法定後見人制度と任意後見制度の2つに区分され、さらに法定後見制度は「後見」「補佐」「補助」の3つに区分され、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選択できるようになっています。

第 6 章

地域福祉計画・地域福祉活動計画の 推進体制と進管理

地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進体制と進行管理

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の推進のためには、市民、団体、事業者、社会福祉協議会、市、県など広範囲の協働により地域福祉の目標の実現に向けて実践していくことが重要です。

地域の福祉課題を総合的に解決できるような仕組みづくりは、地域を取り巻く現状の中では困難な課題も多いものと考えられますが、行政による福祉制度のみでなく、中・長期的により身近で支えあう地域づくりをめざし、多くの市民の参加を得て、関係団体や関係機関が役割を担い協働して推進していくことが求められています。

1. 計画の推進体制

この計画で掲げた各項目に対する取り組みを計画的に推進するため、市民、ボランティア団体、事業者、社会福祉協議会、行政が協働して参加し、行動していく必要があります。

地域福祉計画は、個別計画の事業推進と一体的な取り組みを行い、保健・医療及び生活関連分野との連携を図りながら推進します。

市においては、関係部局が連携して検討会やワーキンググループ等の庁内連絡体制を構築し、具体的な事業の実施について個別計画との整合性を検証しながら取り組むとともに、本計画の進捗状況の調査や施策立案を行います。

また、社会福祉協議会においては、地域福祉活動圏域ごとの代表者による活動計画の推進体制を組織し、活動計画を地域住民とともに進めていく体制づくりや社協職員内で計画に取り組む体制を整備します。

なお、市と社会福祉協議会との定期的な第2期計画推進協議の場を設置し、計画推進の事務局の役割を担います。

2. 計画の進行管理

計画の進行管理については、第2期気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会活動計画策定委員会を改組し、(仮称)気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会を組織し、本計画における進捗状況の把握・評価、見直し等を進めます。

3. 役割分担

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、社会福祉協議会、行政等が役割を分担し、連携して推進します。

①市民・事業者・行政の協働

本計画の基本理念である「地域でみんながふれあい支えあって、自分らしく安心して暮らせるまちづくりを進めます。」を実現するため、市民・事業者・行政が本計画の目標を共有し、それぞれの役割を持ちながら連携を図り取り組みを進めます。

【市民】

互いに支えあう地域コミュニティ再生や強化の主体として、地域福祉活動へ自発的・積極的な参加が求められます。

そして、自分たちでできることを具体的に考える機会として、ボランティア活動や座談会への参加が望まれます。

一人ひとりのささやかな行動も輪が広がることで次第に大きな成果に繋がり、支えあう地域づくりに結びついていくことが期待されています。

【自治会などの地域団体】

自治会（振興会）の会合の際に身の回りに関する困りごとを話題にしたり、地域福祉課題について講師を招いて座談会を開催するなどの取り組みが望まれます。

また、地域でのつながりを活かし近隣での見守り活動や、関係団体、行政等との連携によって地域のネットワークづくりと日常的な福祉活動の実践が期待されています。

【ボランティア・市民活動団体】

ボランティアや市民活動団体は、特定の課題や目的を持って活動しており、専門性を持ち結びつきや行動が柔軟であることから、人と人をつなぐ大きな力を持っています。

子育て支援や障害者、高齢者支援などの専門分野では、関心のある市民をボランティアとして受け入れたりするなど、市民意識を高め先導する役割が期待されています。

【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、地域における住民にとっての身近な調整役としてその役割は大きなものがあり、援護が必要な人と、行政との橋渡しの役割も担っています。

計画の推進においては、地域の福祉支援者として積極的な役割が期待されます。

【社会福祉施設・事業所】

地域内にある社会福祉施設は、その技術や経験を生かしながら、地域にある問題を福祉的な観点から広く活動・支援をしていくことで、地域の福祉課題の解決に向けての役割が期待されています。

商店や事業所では独自の社会貢献や市民活動への支援が行われており、地域と連携した取り組みが期待されています。

【小中学校等，生涯学習機関】

小中学校等は，学校教育の一環として地域交流やボランティア活動を取り入れた福祉教育の推進により，児童生徒に対する福祉の心の醸成が期待されています。

また，生涯学習機関として重要な役割を担っている公民館は，福祉に関する様々な講座の開催により，生涯を通じて学習する機会を提供するとともに，市民の福祉意識の醸成を図ることが期待されています。

【地区社会福祉協議会】

市民と密接な関係にある団体等で構成する地区社会福祉協議会は，地域福祉活動圏域における本計画の実践，評価など多くの場面で役割を担います。

圏域の地域特性や要望等に応じ，地域住民が参加する福祉活動実践を維持・継続させるための計画策定や活動が期待されています。

【社会福祉協議会】

社会福祉協議会は，地域福祉計画と一体的に策定した地域福祉活動計画実現に向けて具体的な取り組みを企画・立案し実施するとともに，啓発や地域福祉活動への助言・指導を行います。

また，地域福祉活動を行う住民と福祉関係者との連携を深めるなど，総合的な調整機能を積極的に担います。

【市】

市は，計画の基本理念に基づく基本目標など計画の実現に向けた具体的な事業の実施と関係機関・団体との調整を行い本計画を総合的に推進します。

②市と社会福祉協議会との連携による事業の推進

社会福祉法において地域福祉の推進を担う団体に位置付けられている社会福祉協議会は，社会福祉を目的とする事業の企画及び実施，普及，助成など地域に密着した様々な事業を実施しています。

本計画の基本理念及び基本目標の達成に向け，地域福祉活動への市民参加をはじめ計画推進に多く役割を担うことが期待されています。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は，基本理念と基本目標を共有し，地域福祉活動を一体的に推進することにしており，常に緊密に連携し計画の具現化に努めます。

資料編

気仙沼市地域福祉計画策定委員会要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、気仙沼市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、気仙沼市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長に委嘱する。

- （1）地域自治会関係者
- （2）社会福祉施設関係者
- （3）福祉団体関係者
- （4）民生委員児童委員
- （5）社会福祉協議会関係者
- （6）市保健推進員
- （7）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 委員長は、委員長を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に自己があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ聞くことはできない。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、保険福祉部社会福祉事務所において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年2月15日から施行する。

気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会要綱

(趣 旨)

第1条 地域福祉を推進する様々な団体により構成された社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられている。これを踏まえ民間が協働して取り組む地域福祉推進のための地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、「気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 地域自治会関係者
- (2) 社会福祉施設関係者
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 民生委員児童委員
- (5) 社会福祉協議会関係者
- (6) 市保健推進員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、気仙沼市社会福祉協議会会長が特に必要と認める者

(任 期)

第4条 委員の任期は、計画を気仙沼市社会福祉協議会会長に報告する日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、気仙沼市社会福祉協議会において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成23年1月14日から施行する。

地域懇談会の結果

地域懇談会は、市内9会場と岩手県旧千厩中学校住宅集会所において、7月25日から8月1日までの6日間にわたり、延べ209人の方々の参加をいただきました。

懇談会は、震災後の地域の生活課題を正副策定委員会委員長が中心となり、フリートーキングで進められました。

地区ごとに、それぞれ意見は異なるものの、どの会場の参加者からも、「自治会等の活動や要援護者の安否確認を行うにも、個人情報の問題があり大変」等活発な意見が多く出されました。

主な意見は下記のとおりです。

震災関係①（自治会活動）

- ・被災自治会と被災していない自治会との温度差がある。被災していないところは自治会行事を積極的に進めたいが、それが出来ない自治会もある。これでいいのかと神経を使っている。
- ・自治会と地区内仮設の交流として、お互いの会長が話し合い、地域内の活動を一緒に実施している。仮設住宅でも住所変更した住民のみは、自治会長も名簿把握はできる。仮設住宅によっては、自治会の区域内に建設された仮設でも地理的要件や利便性等を考慮して区域内自治会ではなく隣接する自治会に関わりをもっている場合もある。
- ・防災集団移転と自治会の関係は、既存自治会でも防集を受け入れると世帯数が増加し大規模になるため、編成に難色を示しているところもある。防災集団移転の戸数が少ない場合でも、自分たちで自治会をつくるという考えもあり、地域割りはバラバラの状態のようである。自治会は、道路や区割り、地形などによっても再編が異なってくるのではないか。
- ・仮設住宅の住民は、仮設は仮の住まいだから積極的にその地域と関わりをもとうという意識は少ないのではないか。

震災関係②（民生委員・地区社協）

- ・今回の震災で地区社協と民生委員がどのように連携するのかわからなかった。身体障害者や知的障害者など地域で把握出来ていない。他人に知られたくない、世話になりたくないという意識からか。
- ・震災時、地区社協として動けなかったのは反省点であった。他の地区はどのようにしているのか。他地域の情報が知りたい。
- ・震災で地域住民の住まいがバラバラになり、民生委員としての役割を全うできていない。
- ・民生委員として災害時安否確認等はしていたが、委員自身も被災して機能が果たせなかった。

震災関係③（地域の交流）

- ・仮設住宅敷地内での駐車ルールすら守らない住民がいるなかで、どこまで他人と関わりを持てるのか心配。
- ・被災当時、中学校が避難所になり600人もの人が避難していた。ライフラインもなく、市役所から応援も来ない中、食糧や燃料は近所の方から協力をいただき、水道は建設会社の人々がトラックを出して、山へ水を汲みに行ってくれた。
あの頃は、みんなが協力しあって支えあっていたが、今ではつながりが見えない。
- ・被災前は126世帯あった地域が、今では住民基本台帳上73世帯となっている。しかし、実際に住んでいるのは14世帯しかいない。
地区に80歳以上高齢者が30人近くいたので、避難先を訪問しているが、全体を一人で見守るのは、難しい状況。定期的に見守り、安否を教えてくれる仕組みはないものか。
- ・沿岸部にあった公共施設が、地区から無くなり高台等に建設をしている。
そのため、人の集まる場所が失われている。
- ・防災集団移転や災害公営住宅が完成すれば、集会室の問題等、新たな問題も出てくると思う。

震災関係④（そのほかの課題）

- ・一刻も早く仮設住宅から出たい。いまはそれだけで精一杯であるのが本音。
- ・被災した土地が、大島架橋の道路にかかるようだが、未だに計画が不明確な状況。そのため、自立再建するか、災害公営住宅に入るべきか結論が出ない。
- ・震災前には170世帯あったが、今は115世帯に減少。防災集団移転により、今後、25世帯位は増える予定だが、予定されている三陸自動車道や防岸工事の状況によっては、ただでさえ少ない平地なのに、さらに生活スペースがなくなってしまう。
- ・震災時、避難所に障害者の方も避難してきて、障害のない人と障害のある人がお互い大変な思いをしていた。障害者は福祉避難所に避難すべきだったと思う。
- ・被災地に人が残って生活をしていくためには、商店街や商業施設が必要だ。その整備もしないと、被災地には人も活気もなくなってしまう。
- ・震災前までパート勤めだったが、震災以降なかなか雇用してもらえない。就労意欲があるのに働くところがない。
- ・土地区画整理事業等の説明会に行っても何ら変化がない。しかも、嵩上げしても避難して下さいとの説明がなされる。そういうのであれば、嵩上げそのものに必要性があるのか疑問である。必要最低限の嵩上げをし、早く住民を地域に戻すということは考えられないのか。

個人情報の共有

- ・地域の中で助け合っていくためには、情報共有することが大事だと思う。自治会と民生委員、行政区長が情報共有できると地域でより連携できる。行政には個人情報の取扱いをもう少し考えてほしい。
- ・要援護者を含む個人情報は、自治会長や民生委員まで情報共有できていると安心。
- ・地域で支え合うにしても、人口構成も把握できていない。足で調査するにしても限界がある。
- ・昔はどこに誰がいるのか把握できたが、特に震災後は全然把握できない。情報がつかめない。
- ・要援護者等も隣組をつくって把握しようとしているが、地域で把握できていない。
- ・生命を守る意味で、命に関わることは情報を出すことが大事。優先的に開示していくことが必要ではないか。
- ・地域コミュニティの中核をなすのは自治会。進めるうえで一番の課題は、個人情報の取り扱いである。計画を実行するにも、個人情報の共有化がされなくては推進は難しい。
- ・要援護者名簿の開示や自治会への提示があればいいのだが。
- ・イベントをするにしても、世帯状況の情報が足りない。
- ・地域の中で避難する際に声をかけあい、みんなが安心できるよう隣近所の状況がわかるようにしていきたい。
- ・地域の班などを活用し、ネットワークづくりをして細かい活動ができることにより情報を把握できると思う。

自治会・コミュニティの課題

- ・今後の自治会等や既存自治会を含め、新たなコミュニティづくりが課題。
- ・仮設住宅内でのコミュニケーションづくりも問題。
- ・自治会の再編も将来的にはあり得るのではないか。
- ・地域で生活するなかで、コミュニケーションの希薄化が問題化している。地域のコミュニティ活性化が第一だ。
- ・若い人たちは、自治会の活動や入会する意義自体理解していない。それを踏まえたうえで、年配者が若い世代に自治会のことを伝えていかなくてはならない。
- ・新しい人が地区内に入ってきているが、昔からいる人との交流の場がない。
- ・自治会に防災部づくりの指導を行政で行っていかないと災害時の共助は難しい。
- ・一人暮らし高齢者等要援護者の避難を確実に進めるためのマップづくりをしようとした。民生委員だけでなく自治会長も情報を共有したい。

地域内での連携・ネットワークづくり

- 役員だけでなく若い人も参加できるように、地域のなかで学ぶ場づくり、環境づくりが必要。
- 地域には若手がいなく、地域で出来る事（行動面）には危惧している。地域での共助だけでは支えあえないと思う。支援する何かを入れないと。
- 地域福祉活動を推進するには、自治会がしっかりしないとできない。
- 福祉を進めていくなかで、個人の主張だけではなく皆のことを考えられる人が必要。
- 地域をいくつかのブロックに分け、長を置き、その中で見守りをしている。防災マップを独自で作成し、現在は助け合いマップ、助け合いカードを整備中で、自治会長・ブロック長で保管予定。
- 自治会で自主防災会を組織化した。一人暮らし高齢者等要援護者の避難を確実に進めるためのマップづくりをしようとしている。民生委員だけでなく自治会長も情報を共有したい。
- 地域で冠婚葬祭があったとき、お手伝いを申し出ても遠慮される。以前はそんなことはなかった。
- 民生委員だけでは、地域の見守りはできない。地域の力が必要。
- 老々介護の世帯を隣近所で見守る仕組みをつくっている。近所にいない場合、地域でどのように支援していくか考えるべきではないか。
- 防犯上、何かあったときにすぐ駆け込める家をたくさんつくっていくような話が出ている。子供を守るという意味で、学校と地域が手を取り合うことも大事。
- ミニデイサービスは老人クラブと自治会が連携して実施している。仲間づくりができています。
- 自治会で毎月お茶飲み会を実施しているが、参加者が同じ。多くの方に参加していただくためにどうすればいいか。
- 小地域福祉ネットワークの対応がしっかりしている地区もある。参考事例として確認することも必要と思う。



人材の発掘・育成

- ・震災で被災した福祉施設が復旧していない。年度毎に復旧計画とマンパワー育成をプラスした計画を立てる必要があるのでは。
- ・若人たちが担ってくれないと、将来どうなるのか心配だ。
- ・地域の自治会で福祉を担当する役割の人はいない。
- ・地域のなかで役職に就く人がいなくなってきて大変。
- ・地域の役員などは一人でやるのではなく、地域のみんなと一緒にやるという意識にしなければならない。
- ・社会福祉施設では、福祉人材の育成を課題として捉えている。福祉施設として、サービス提供業者として、人材不足は今後ますます大きな問題になっていくのではないのか。

情報の発信・共有化

- ・ボランティアとの交流ルートは住民ではわからないので、ボランティアセンターに情報提供してほしい。
- ・他所ではどのような活動をしているのか知りたい。
- ・ボランティア活動が、もっとわかるような情報提供が必要。
- ・介護保険施設等事業所一覧のパンフレットを定期的に発行してほしい。
- ・在宅被災者で情報が行き届いていない世帯もある。年1回でもいいから行政などで訪問してほしい。
- ・民生委員も話題提供されないと動けないなど、地域にこういう人がいるという情報が必要。民生委員の活動として地域からの情報提供をしていただくことで活動が円滑にいく。
- ・ボランティアセンター生活支援相談員の活動現状や主な相談等を教えてほしい。

福祉サービス・ニーズ

- ・病気の夫と2人暮らし。自分が先に死んで夫がひとり残されたら心配。男性を中心とした老後の暮らし方や介護予防の施策をお願いしたい。
- ・震災前、精神障害者の会のお世話をしていたが、震災後はなくなってしまい残念である。でひ、復活させてほしい。
- ・高齢者から、バス停の位置など公共バス利用が不便という声がある。
- ・施設から在宅へ戻った時、毎日の食事が大変という声がある。
- ・福祉施設では、現在、定員を超えている状況。待機者も、延べ600人ほどになっていると聞くが施設の増設は必要ないのか。

地域の拠点づくり

- ・サークル活動ができるような、集える場所があると良い。
- ・震災で被災した福祉施設が復旧していない。年度毎に復旧計画とマンパワー育成をプラスした計画を立てる必要があるのでは。
- ・地域で利用できる会館があるといい。会館が流出したが、これまで会館が果たしてきた役割は大きい。コミュニケーションがとれないなどの弊害もあり、地域活動するうえでは拠点が必要だ。
- ・閉校予定の小学校については、今後、地域コミュニティのための活用ができるようにならないものか。縦割りの動きではなく、市の総力をあげて取り組んでほしい。公民館として利用しても良いと思う。
- ・今後、集合住宅ができた場合には集会所が必要だと思う。
- ・流出した施設は新たな建設となるが、既存の活動拠点であっても、もっとこういう拠点であれば、こういうことが出来るということも考えていくべきではないか。
- ・自治会で、ミニデイサービスを行いたくても集会室がないためできない。

子育て支援（児童福祉）

- ・行政運営の保育所の送迎がなくて大変。
- ・気仙沼は過疎の影響で保育所等も統廃合となっていくので、小学校も含めて通園通学の送迎手段も確保すべきである。
- ・保育所建設予定地は市有地活用でも山中など僻地が多い。市街地で検討してほしい。
- ・学童保育と児童館の統合について協議してほしい。
- ・子供を守るという意味で地域と手を取り合うことも大事だが、学校とPTAの動きが見えない。

計画づくりへの意見

- ・計画では仮設住宅対策も重要。
- ・その他として、NPOやボランティア・振興会などとの協働を計画にどのように位置づけていくのかその見通しを教えてほしい。→ネットワークをつくっていくことは大事であり、計画に盛り込んでいきたい。
- ・計画の中に地域支援をしている団体の活動内容が明記されるといい。
- ・要援護者が置いてきぼりにならないような計画策定を望む。
- ・計画では仮設住宅対策も重要。

相談・ニーズの把握が大切

- 地域で気になったこと、知ったことを誰かに伝えていく。その誰かは民生委員であったり振興会長であったりすることが大事。「地域に独居高齢者や要援護者等がいるよ」という情報発信が必要と思う、また、情報を把握したら行政や民生委員など役職のある人につないでいくことが大切。
- 地域を知るのが活動の基本だと思う。

現在の生活実態からの課題

- 地区ごとに通学路の危険性について話が出ている。見守りやあいさつ運動をしているが、あいさつが返って来ない。また、どこの子どもなのかが全くわからない。
- 若い人たちは声を掛けてもあいさつもしない
- 地域で交われない人をどうするか。日中、独居で認知症になりかけている人もいる。
- 高齢者世帯での買い物や通院の交通手段が悩みで社会問題となっている。
- 仮設住宅では、アルコール依存症や引きこもりなどの問題がある。既存入居者と中途入居者の間でコミュニケーションがとれない。通院の交通手段の確保や眠れない等の健康問題などが出てきている。
- 移動販売車が来てくれるので、助かってはいる。でも、スーパーがあったころは、品そろえも豊富だし買い物客も多く活気があった。
- 妻が介護保険サービスを利用しているが、介護度が下がったことで利用できるサービスや料金にも影響している。自己負担額が増え生活が大変だ。



第2期 気仙沼市地域福祉計画(案)に対するパブリックコメント意見一覧

平成26年2月3日(月)から2月25日(火)まで第2期気仙沼市地域福祉計画(案)に対するパブリックコメントを実施したところ、下表のとおり貴重なご意見をいただきました。

2人の方から頂戴した8件の意見内容を検討した結果、計画内容についての修正はありませんでした。

No.	意見等の内容(要約)	本市の考え方
1	<社会福祉活動計画> [具体的目標3 心が通う住みよいまちづくり] の現状・課題において下段、下から2行目文章中「今後は地域と地元企業がともに・・・」とありますが、今後はの後に「行政」を加えていただきたい。 行政と地域と企業が力を合わせないと進みは遅いと思います。行政のリードが大切と考えます。細やかな情報提供を三者がする。行政がそのコーディネート役割を果たしてほしい。	最初に「地域福祉活動計画」につきましては、気仙沼市社会福祉協議会の活動計画であります。ご意見の地域と地元企業についてですが、「行政」を加筆することは、ここでは、社会福祉協議会としての現状の捉えた内容ですので、記載は不要と考えます。 ご指摘とおり、「地元と企業、行政の連携が今後不可欠であると思います。本市の28頁の地域福祉計画基本目標Ⅱみんながふれあい住みよいまちづくりの中で取り組むこととしております。
2	<社会福祉活動計画> [具体的目標3 人権尊重と権利擁護] の現状・課題の最終行、「については、・・・」の後に「情報、状況の早期把握」を加えてほしい虐待やDV被害者は、相談窓口に行くことができない方も多かったり、相談する術を知らない方もいます。	49頁にありますDVについての現状・課題は、気仙沼市社会福祉協議会としての捉え方であり、情報、状況の把握については、市で行うべきことと考えております。 ご意見のとおり、相談できない方や相談窓口がわからない方などに対する周知は重要でありますことから、社会福祉協議会等からの広報・啓発に尽力いただいております。 なお、虐待防止に関する本市の取り組みとしては、34頁地域福祉計画において、情報収集と早期発見に向けた具体的な取り組み内容を入れております。

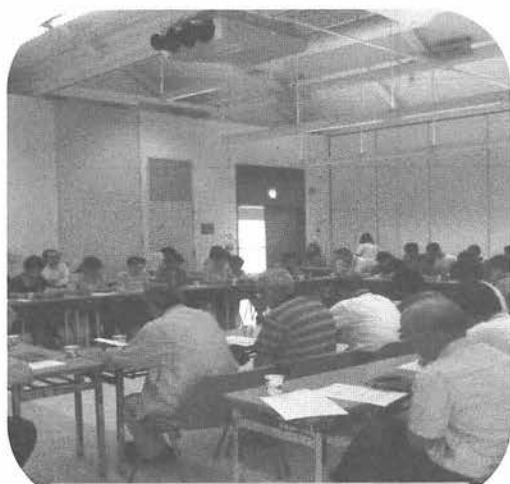
3	＜社会福祉活動計画＞ 〔具体的目標3 人権尊重と権利擁護〕 【推進項目と具体的な取組み】中人権擁護委員協議会についてです。 関係機関等との連携強化は本当に大切です。今後、増加していくであろう虐待やDV等を防止したり、人権侵害を受けている方々を支援するため、人権擁護委員をもっと増やすべきと考えます。 各地区の人権擁護委員が不足と思います。 また、兼任の方も多いようですが、じっくりと取り組んでもらう為、専任で担っていただくとよいのではないかと思います。	50頁にあります人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵されないよう監視する重要な役目であることは、市としても認識しているところでありますが、委員の委嘱は法務大臣となっており、人権擁護委員法に基づき定数も全国で2万人を超えないものとするのが定められています。 委員の委嘱に関する事項については、市が携わっておらず、専任で担っていただきたいとのご意見につきましては、回答できませんのでご了承願います。
4	＜地域福祉計画＞ <u>基本目標Ⅰ 地域で支えあい助け合うまちづくり</u> の〔具体的目標2 支えあう地域づくり〕の推進項目において福祉推進員の配置は必要と思います。以前唐桑地区は、このような委員配置はありましたが、是非、また再度設置してください。 地域の中で福祉サービスの周知ときめ細やかな働きができるものと思います。	福祉推進員につきましては、要援護高齢者の早期発見等に重要な役割を果たすものと考えております。 なお、唐桑地区の福祉協力員につきましては、現在も配置しております。
5	＜地域福祉計画＞ <u>基本目標Ⅱ みんながふれあい住みよいまちづくり</u> 〔具体的目標1 地域における交流機会の拡大〕 誰でも気軽に交流できる場として、目的に合った定期的な集まりの場所は使用料無料とすること（自治会等の協力により）金銭的な負担が生じると長く続かないと思います。	集会施設の使用料につきましては、施設の類型によりそれぞれの要綱において利用料金を定めており、使用料の免除規定についても定められているところであります。

6	＜地域福祉計画＞ 基本目標Ⅱ みんながふれあい住みよいまちづくり 〔具体的目標2 地域で支えあう手づくり福祉サービスの充実〕 自主防災組織に女性の参加を義務化（婦人防火クラブはごく一部の地区にしかない。）	自主防災組織は任意の団体であり、参加対象について、市として義務付けすることはできませんが、女性参加の啓発活動は行ってまいります。
7	＜地域福祉計画＞ 基本目標Ⅲ 自分らしく安心して暮らせるまちづくり 〔具体的目標2 良質な福祉サービスの確保と選択できる環境整備〕 社会福祉法人中心の施設になっていますが、公的な老人福祉施設を増やしてください。また、介護職員の育成と労働条件の改善が必要と思います。	社会福祉法人等が施設を整備する場合は、整備費に対し補助金や、資金融資の支援が受けられる等の優遇があることから、施設整備にあたっては社会福祉法人等が行っている現状です。 今後、本市では、行政において介護施設整備を行う予定はありません。 次に、介護職員の育成と労働条件改善についてですが、各事業所において取り組み等がなされているところです。 本市といたしましては、今後さらに介護従事者が安心して就労できるような環境づくりや、人材確保の取り組みを支援してまいります。
8	＜地域福祉計画＞ 基本目標Ⅲ 自分らしく安心して暮らせるまちづくり 〔具体的目標3 人権尊重と権利擁護〕 男女共生参加の学習会は、男・女が参加できることDV相談は、相談しやすい環境づくりのため専門の職員と部屋が必要と思います。	男女共生参加学習会については、男女を問わない参加が理想であり、平成25年度においては、男性・女性を問わない講演会を開催するとともに、男性の参加促進を図るための料理教室を開催することにしておりますが、内容によっては、女性を対象とする学習会が多くなっております。 また、DV相談については、現在、地域づくり推進課、社会福祉事務所に専門相談員を配置し、相談室を活用しながら個別相談を受けております。 今後も相談者の気持ちに寄り添い、配慮した環境づくりを進めてまいります。



新月地区の地域懇談会

地域懇談会は市内9会場と旧千厩中学校住宅集会所において実施いたしました。策定委員会委員長が座長となり、市民の皆様から、現在抱えている課題・問題についてフリートーキングの形式で実施いたしました。



本吉地区の地域懇談会



策定委員会議



震災により中断していた『気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市地域福祉活動計画策定委員会』が平成25年5月28日再開いたしました。再開時の策定委員会議の様子です。

第2期気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画

策定委員名簿

(敬称略)

No.	団 体 名	職 名	氏 名	
			現任 (H23.1～ H26.3)	前任 (H23.1～3)
1	気仙沼市自治会長連絡協議会(会長)	部会長	鈴木 博	
2	唐桑町自治会連絡協議会(理事)	委 員	千葉 正利	葉沢甚三郎
3	本吉振興会連合会(会長)	委 員	畠山 一夫	武田 一治
4	気仙沼市障害者生活支援センター(センター長)	委 員	青野 繁清	
5	気仙沼市ボランティア連絡協議会(副会長)	委 員	吉田みさを	
6	気仙沼市民生委員児童委員協議会(副会長)	委 員	鈴木 武雄	
7	気仙沼市民生委員児童委員協議会(副会長)	副委員長	鈴木 彦人	
8	南地区社会福祉協議会(副会長)	委員長	若杉 市郎	
9	松岩地区社会福祉協議会(会長)	部会長	内海 輝幸	
10	唐桑地区社会福祉協議会(理事・会長)	副委員長	吉田 茂	
11	津谷地区社会福祉協議会(理事)	部会長	芳賀 繁	
12	市保健推進員連合会(理事)	委 員	佐々木勝子	
13	旭が丘学園児童家庭支援センター(所長補佐)	委 員	菅原 修子	
14	宮城いきいき学園気仙沼本吉校同窓会(会長)	委 員	小山 節男	大内 守雄
15	コープくらしの助け合いの会気仙沼地区(コーディネーター)	委 員	但野 京子	小野寺伸子

気仙沼市地域福祉計画
気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画
第2期

平成26年3月発行

〒988-8501

気仙沼市八日町一丁目1番1号

気仙沼市保健福祉部社会福祉事務所

TEL 0226-22-6600（内線431）

〒988-0066

気仙沼市東新城二丁目1番2号

社会福祉法人 気仙沼市社会福祉協議会

TEL 0226-22-0709